

令和2年 第2回 飯塚市議会臨時会 議案

議案番号	件名	摘要	ページ
54	令和2年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)		
55	令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)		
56	契約の締結(飯塚市新体育館等建設工事)		3
57	契約の締結(飯塚市新体育館等建設(電気設備)工事)		21
58	契約の締結(飯塚市新体育館等建設(給排水衛生設備)工事)		39
59	専決処分の承認(令和元年度 飯塚市一般会計補正予算(第8号))		46
60	専決処分の承認(令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号))		47
61	専決処分の承認(令和2年度 飯塚市一般会計補正予算(第1号))		48
62	専決処分の承認(令和2年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号))		49
63	専決処分の承認(令和2年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号))		50
64	専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)		51
65	専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)		75
66	専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)		78
67	専決処分の承認(飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例)		82
68	専決処分の承認(飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)		87



契約の締結(飯塚市新体育館等建設工事)

飯塚市新体育館等建設工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和2年5月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 工事名 飯塚市新体育館等建設工事
- 2 工事場所 飯塚市 鯉田 地内
- 3 契約金額 2,845,700,000円
- 4 受注者 安藤・間・九特興業特定建設工事共同企業体  
代表者  
福岡市中央区大名一丁目8番10号  
株式会社 安藤・間 九州支店  
常務執行役員支店長 大西 亮
- 5 契約の方法 条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

# 工事請負議案資料

## 入札概要

工 事 名	飯塚市新体育館等建設工事
工 期	本契約として認められた日から令和 4年 3月28日まで
予 定 価 格 (A)	3,062,071,100 円 (うち消費税 278,370,100 円) (2,783,701,000 円 税抜)
低入札調査基準価格	2,817,104,400 円 (うち消費税 256,100,400 円) (2,561,004,000 円 税抜)
失 格 基 準 価 格	2,774,847,900 円 (うち消費税 252,258,900 円) (2,522,589,000 円 税抜)
落 札 額 (B)	2,845,700,000 円 (うち消費税 258,700,000 円) (2,587,000,000 円 税抜)
落 札 率 (B/A) (小数点第3位以下切捨)	92.93 %
落 札 者 名	安藤・間・九特興業特定建設工事共同企業体
入 札 日	令和 2年 5月 14日

### 条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)

入札参加業者名	入札金額(税抜)	評価点	評価値	摘要
東洋・赤尾組 特定建設工事共同企業体	2,642,000,000	115.300	4.364	
浅沼・サカヒラ 特定建設工事共同企業体				辞退
安藤・間・九特興業 特定建設工事共同企業体	2,587,000,000	118.400	4.577	落札

評価値：技術評価点(標準点+加算点)/入札金額×定数(100,000,000)  
(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位まで表記)

## 工 事 請 負 議 案 資 料

工 事 名 飯塚市新体育館等建設工事

工 期 本契約として認められた日から 令和4年3月28日まで

施 設 概 要 新体育館 鉄筋コンクリート造 (屋根部:鉄骨造) 2階建  
延床面積 8,894.53 m<sup>2</sup>

車いす駐車場用庇 鉄骨造平家建  
延床面積 117.50 m<sup>2</sup>

外構工事

外部仕上表

外 壁	コンクリート化粧打放し+アクリルシリコン樹脂クリア塗 (A S C) コンクリート化粧打放し+配向性ストランドボード (O S B) 型枠 +アクリルシリコン樹脂クリア塗 (A S C)
屋 根	(メインアリーナ・多目的ホール・弓道場の場・大庇) 合成高分子系ルーフィングシート防水断熱工法 (弓道場射場上部) 箆合立平葺ガルバニウムカラー鋼板 (コンクリート屋根部) 外断熱アスファルト保護防水
建 具	アルミ建具・スチール建具・ステンレス建具 アルミカーテンウォール

内部仕上表 (主要居室)

室 名	床	壁	天 井
便所 (男) (女) (共通)	ビニール床シート貼	コンクリート化粧打放し (一部E P 塗) 化粧ケイ酸カルシウム板	化粧石膏ボード
身障者用便所 (共通)	ビニール床シート貼	化粧ケイ酸カルシウム板	化粧石膏ボード
階段室 (共通)	ビニール床シート貼	E P 塗	化粧石膏ボード E P 塗
倉庫 (共通)	ビニール床シート貼	E P 塗 コンクリート化粧打放し	コンクリート化粧 打放し
機械室 (共通)	防塵塗装	コンクリート化粧打放し グラスウールボード	グラスウールボード

室名	床	壁	天井
PS・DS ・EPS (共通)	防塵塗装	コンクリート化粧打放し	コンクリート化粧 打放し
メイン アリーナ	大型積層フローリン グ	EP塗 コンクリート化粧打放し グラスウールボード 窯業系内装材	グラスウールボード 合成樹脂調合ペイン ト
大会本部 スペース	大型積層フローリン グ	化粧ケイ酸カルシウム板 コンクリート化粧打放し	格子ルーバー天井
控室 ①②	ビニール床シート貼	EP塗 コンクリート化粧打放し	ロックウール 化粧吸音ボード
器具庫 ①②	ビニール床シート貼	コンクリート化粧打放し 石膏ボード(素地のまま)	コンクリート化粧 打放し
移動式RBC 収納庫 ①②	大型積層フローリン グ	コンクリート化粧打放し 石膏ボード(素地のまま)	コンクリート化粧 打放し
通路 ①②	ビニール床シート貼	コンクリート化粧打放し EP塗	ロックウール 化粧吸音ボード
ジョギング スペース 観客席	衝撃吸収性ビニール 床シート貼 段部:弾性ウレタン 塗装	コンクリート化粧打放し EP塗 グラスウールボード 窯業系内装材	グラスウールボード 合成樹脂調合ペイン ト
風除室 ①②③④	ビニール床シート貼	コンクリート化粧打放し +ASC塗装	コンクリート化粧 打放し+ASC塗装

室名	床	壁	天井
メイン アリーナ 階段前室	ビニール床シート貼 弾性ウレタン塗装	コンクリート化粧打放し E P 塗	化粧石膏ボード
多目的ホール	大型積層フローリング	コンクリート化粧打放し 化粧木毛セメント板 有孔シナ合板	グラスウールボード 一部:木ルーバー 合成樹脂調合ペイント
多目的ホール 控室③	ビニール床シート貼	E P 塗	ロックウール化粧 吸音ボード
多目的ホール メンテナンス 通路	ビニール床シート貼	有孔シナ合板	グラスウールボード 合成樹脂調合ペイント
多目的室	フローリング	化粧木毛セメント板 コンクリート化粧打放し	ロックウール化粧 吸音ボード
弓道場 射場	フローリング	コンクリート化粧打放し 天然木突板シート	化粧木毛セメント板
弓道場 審判席	フローリング	天然木突板シート	化粧木毛セメント板
弓道場 射場控	フローリング	天然木突板シート E P 塗	化粧木毛セメント板 E P 塗
弓道場 更衣室①②	フローリング	ビニルクロス	ロックウール化粧 吸音ボード
弓道場 控室④	フローリング	ビニルクロス	ロックウール化粧 吸音ボード



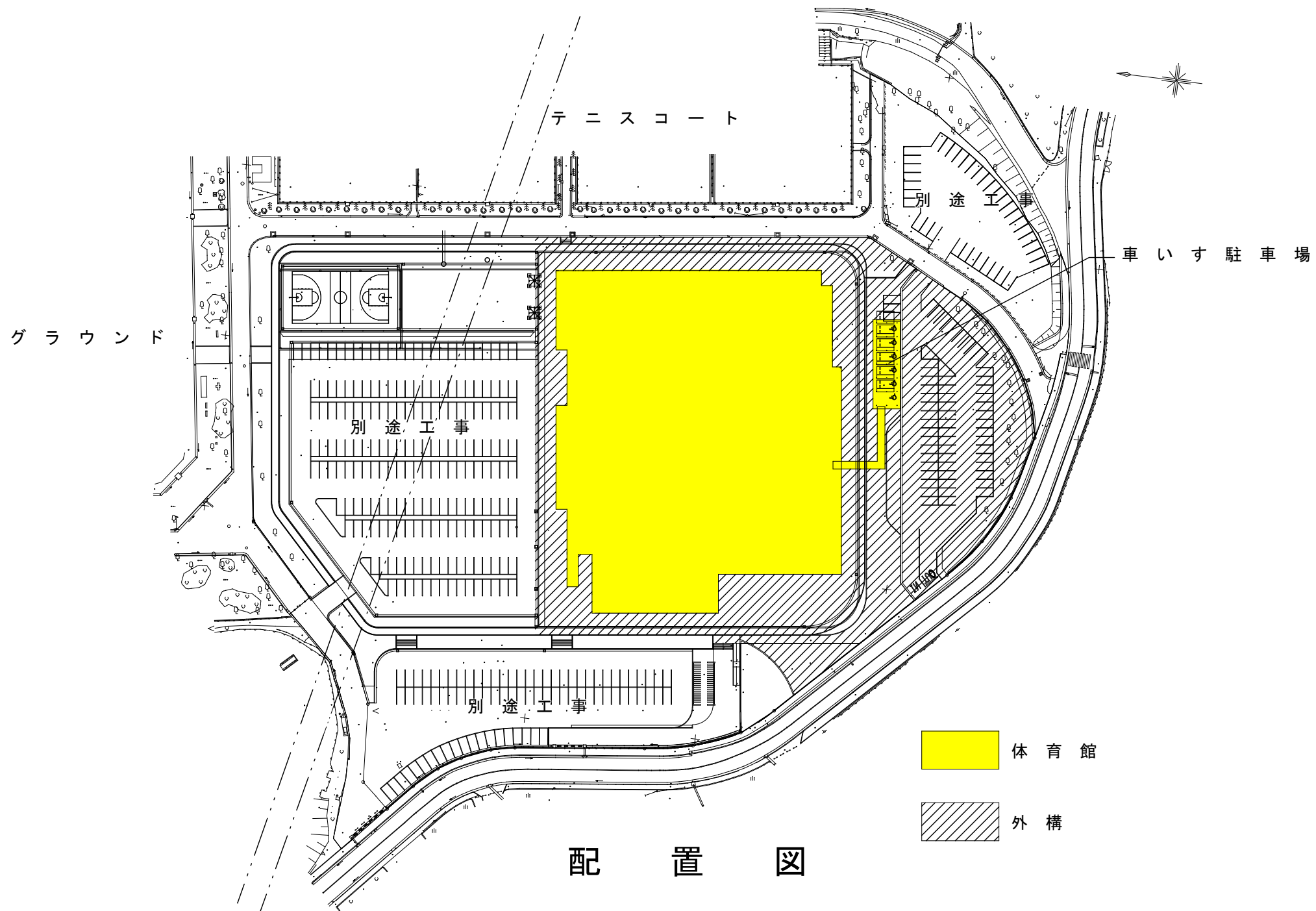
室名	床	壁	天井
弓道場 看的室①②	ビニール床シート貼	ビニルクロス	化粧石膏ボード
弓道場 倉庫	フローリング	ビニルクロス	コンクリート化粧 打放し
弓道場 的場	安土	コンクリート化粧打放し +ASC塗装	化粧ケイ酸カルシウム板
トレーニング ルーム	フローリング	コンクリート化粧打放し	EP塗
会議室①	ビニール床シート貼	EP塗	ロックウール化粧 吸音ボード
会議室②	タイルカーペット	EP塗	ロックウール化粧 吸音ボード
事務室	タイルカーペット	EP塗	ロックウール化粧 吸音ボード
応接室	タイルカーペット	コンクリート化粧打放し EP塗	ロックウール化粧 吸音ボード
清掃員室	ビニール床シート貼	ビニルクロス	化粧石膏ボード
ロビー ①②	ビニール床シート貼	コンクリート化粧打放し EP塗	コンクリート化粧 打放し
休憩スペース キッズ スペース	ビニール床シート貼	コンクリート化粧打放し	コンクリート化粧 打放し グラスウールボード
共用通路①	ビニール床シート貼	コンクリート化粧打放し EP塗 化粧木毛セメント板	コンクリート化粧 打放し

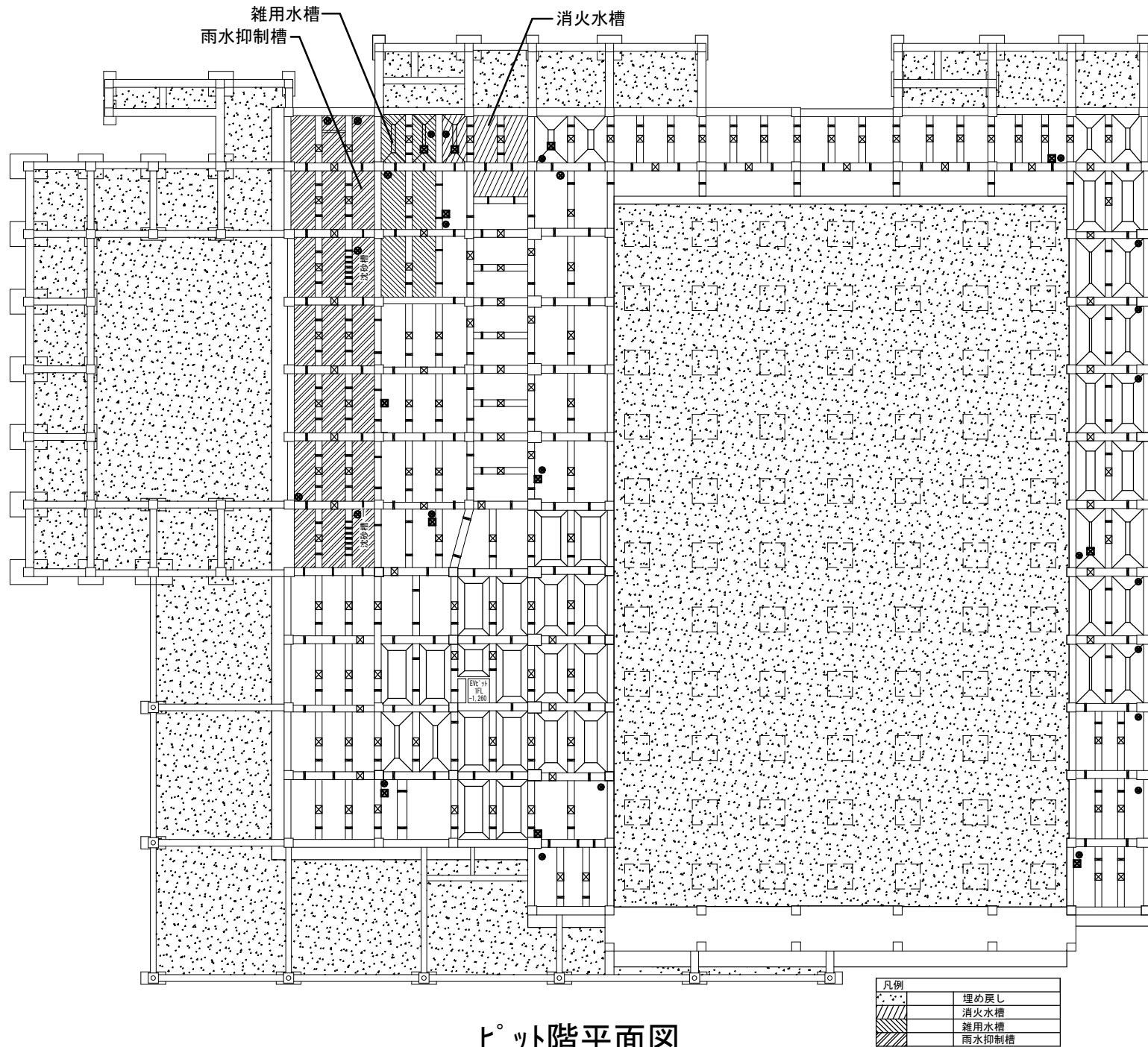
室名	床	壁	天井
通路 ③～⑦	大型積層フローリング ビニール床シート貼	コンクリート化粧打放し 化粧木毛セメント板	ロックウール化粧 吸音ボード
男女更衣室	ビニール床シート貼	E P 塗	化粧石膏ボード
男女 シャワー室	磁器質タイル	磁器質タイル	アルミバスリブ
授乳室	ビニール床シート貼	ビニルクロス	ロックウール化粧 吸音ボード
給湯室	ビニール床シート貼	E P 塗	ロックウール化粧 吸音ボード
多目的更衣室	ビニール床シート貼	E P G 塗	化粧石膏ボード
多目的 シャワー室	磁器質タイル	磁器質タイル	アルミバスリブ
備蓄庫	防塵塗装	コンクリート化粧打放し 石膏ボード (素地のまま)	コンクリート化粧 打放し
関係者控室	タイルカーペット	E P 塗	吸音用穴あき石膏 ボード
医務室	ビニール床シート貼	E P 塗	化粧石膏ボード

# 付近見取り図

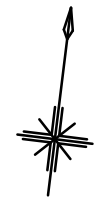
## 工事箇所（旧陸上競技場）





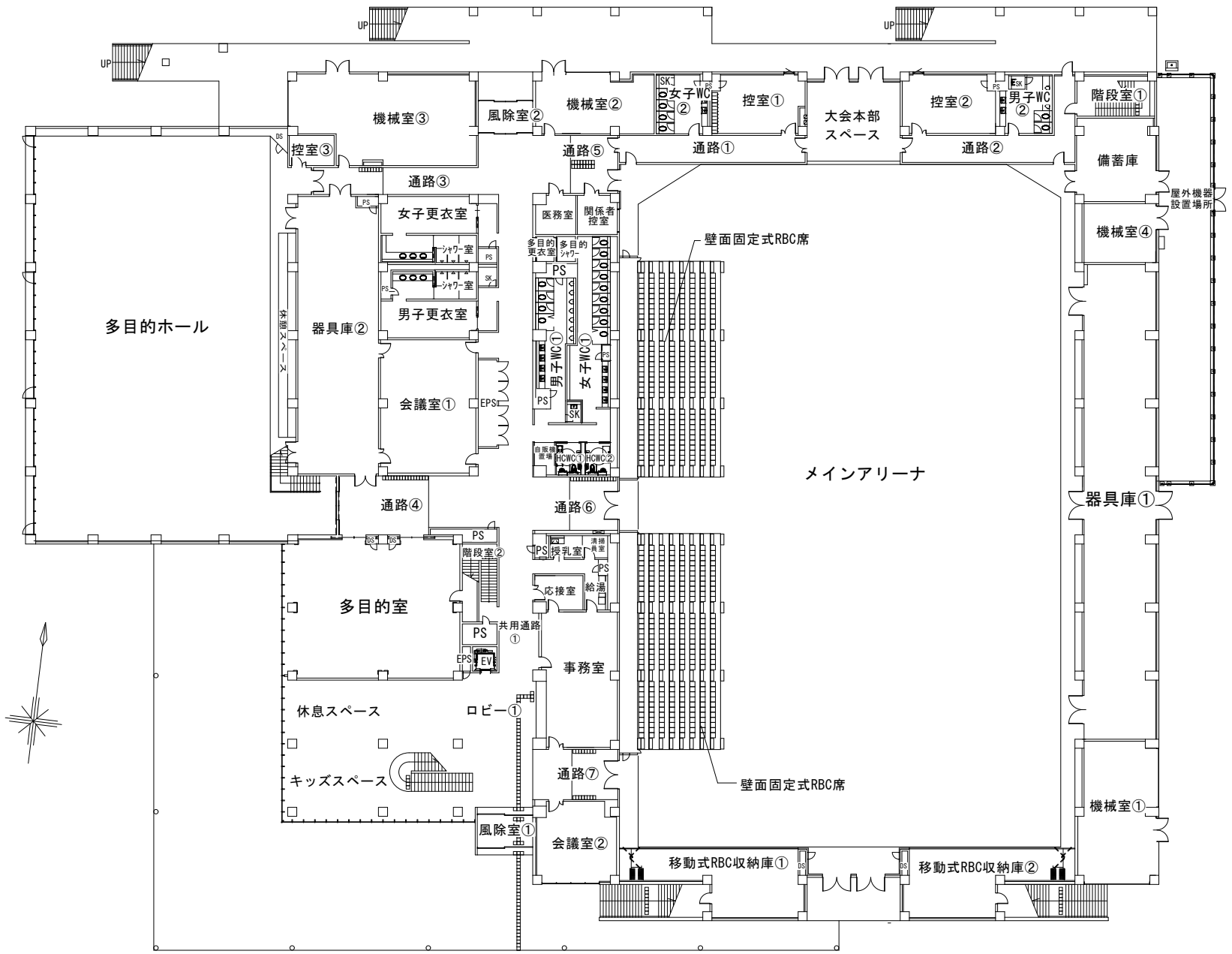


雑用水槽  
雨水抑制槽  
消火水槽

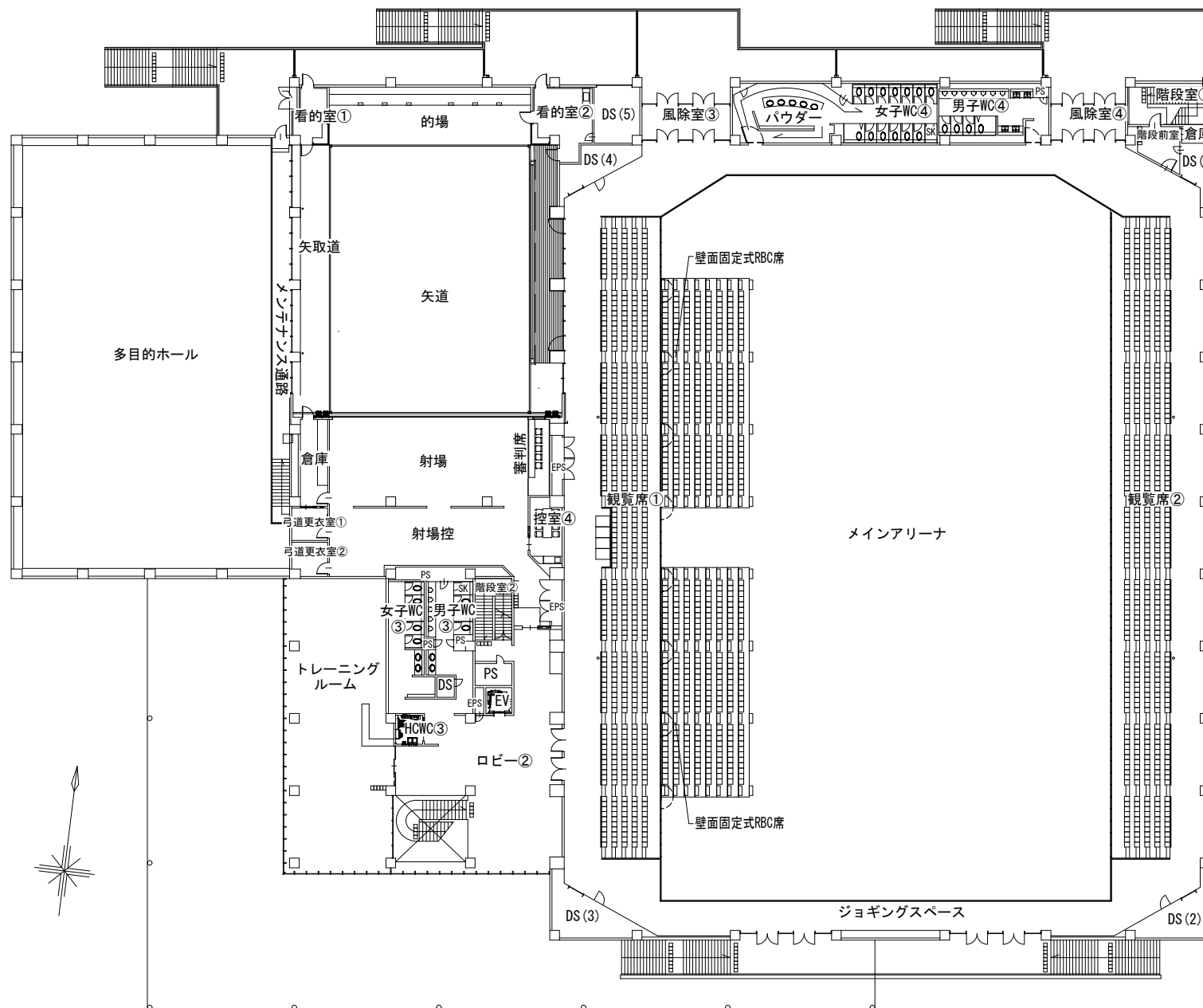


凡例	
	埋め戻し
	消火水槽
	雑用水槽
	雨水抑制槽

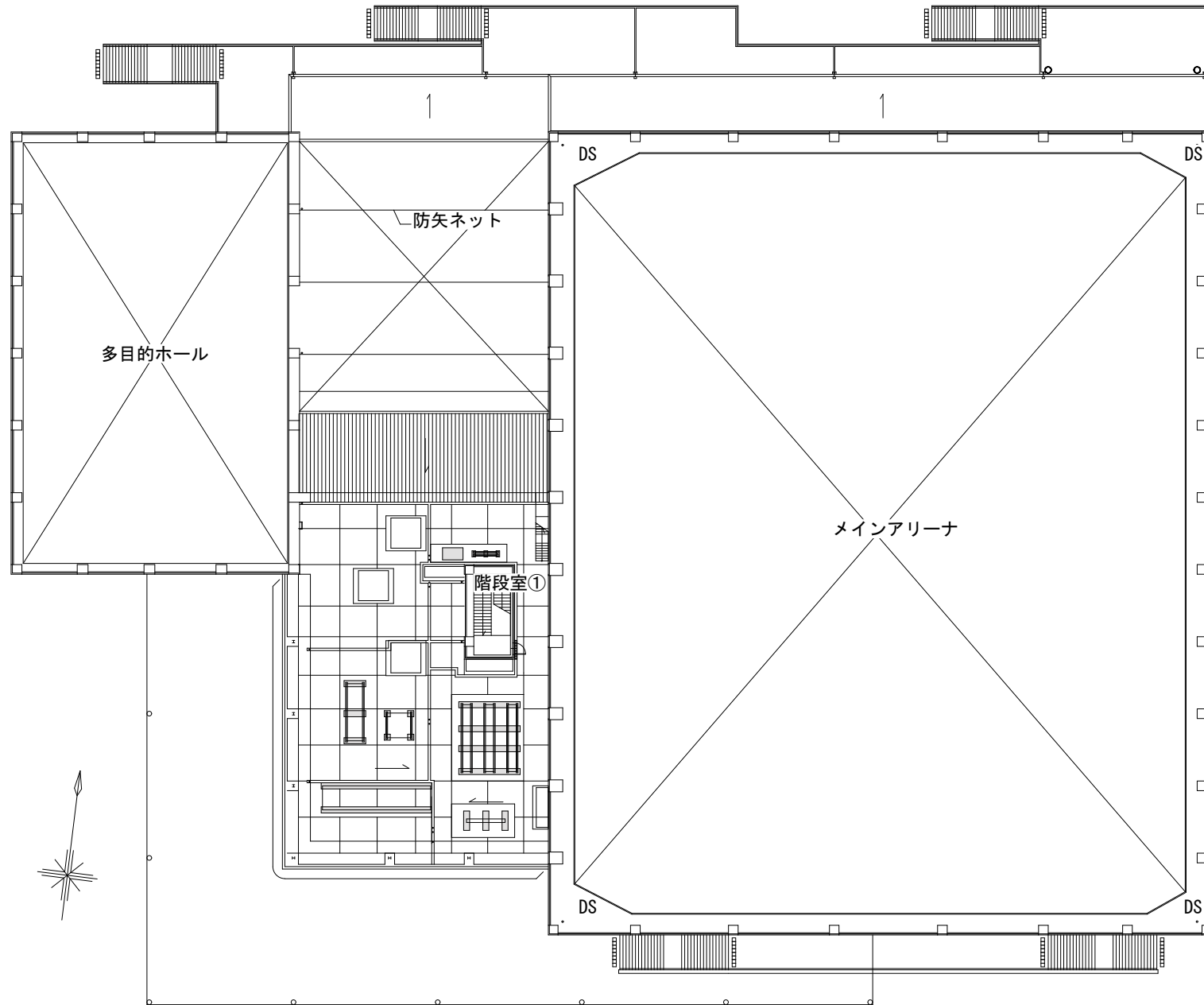
ヒット階平面図  
13



1階平面図  
T4

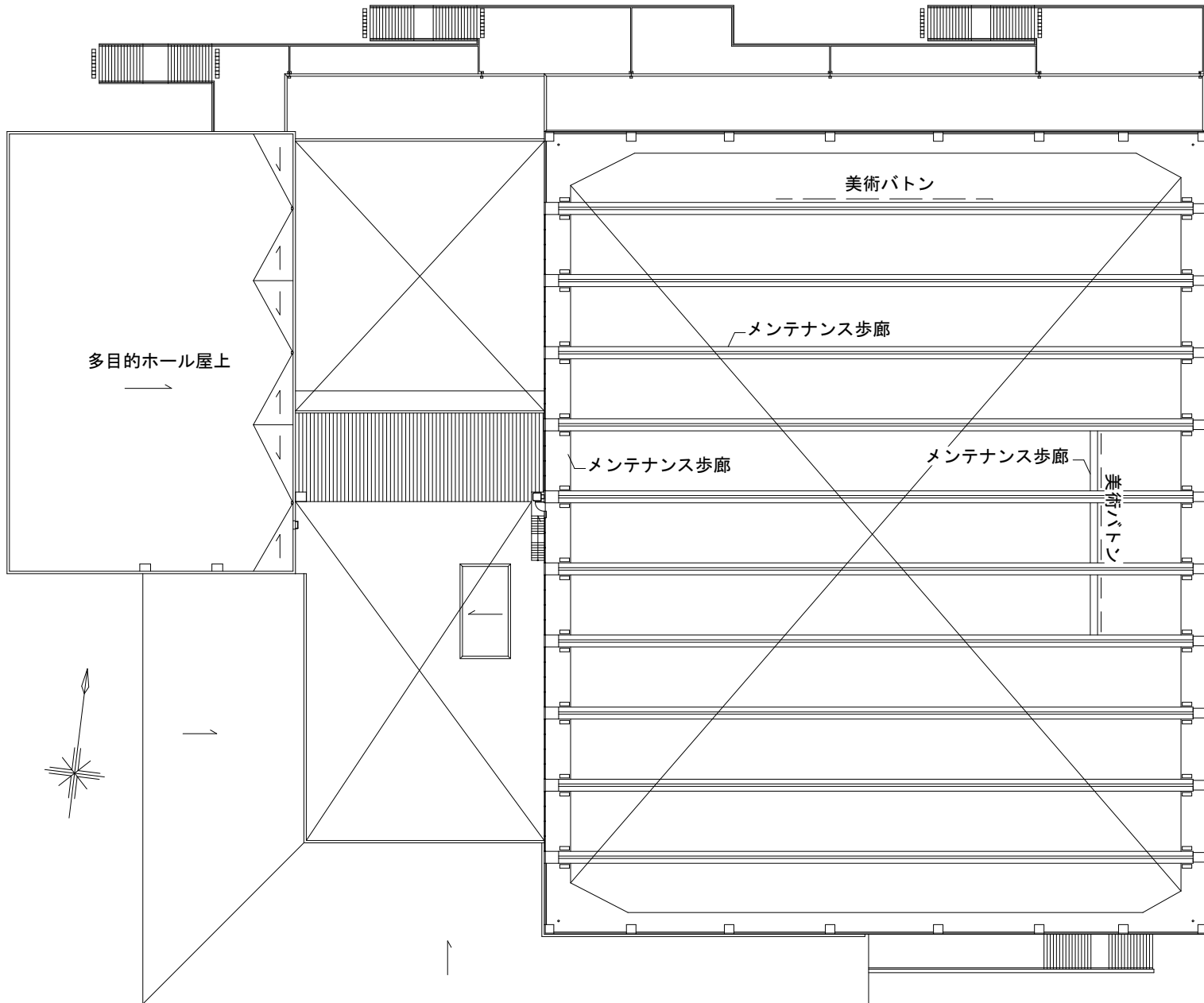


2階平面図

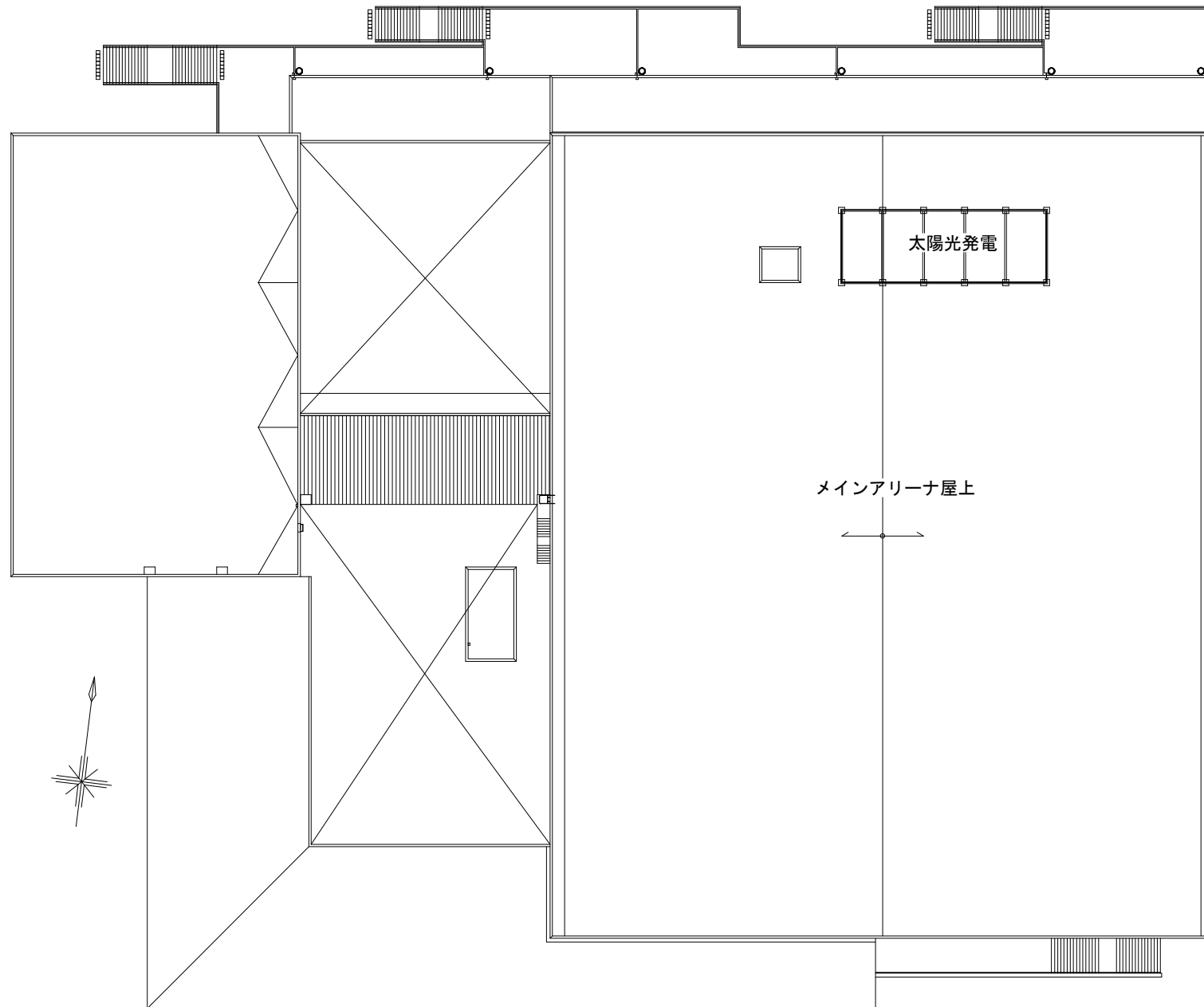


PH階平面図



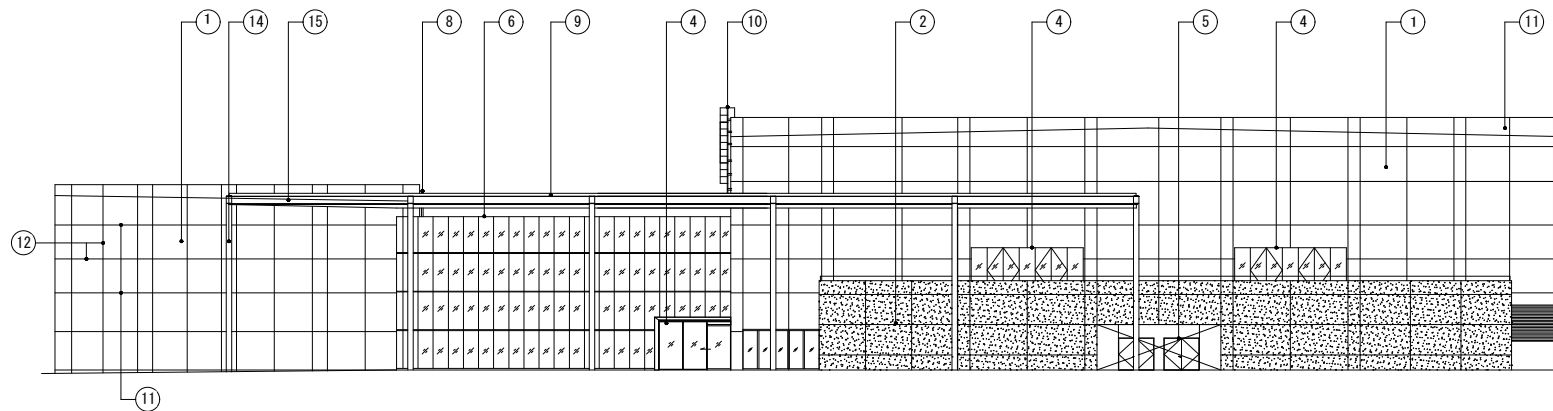


トラス階平面図

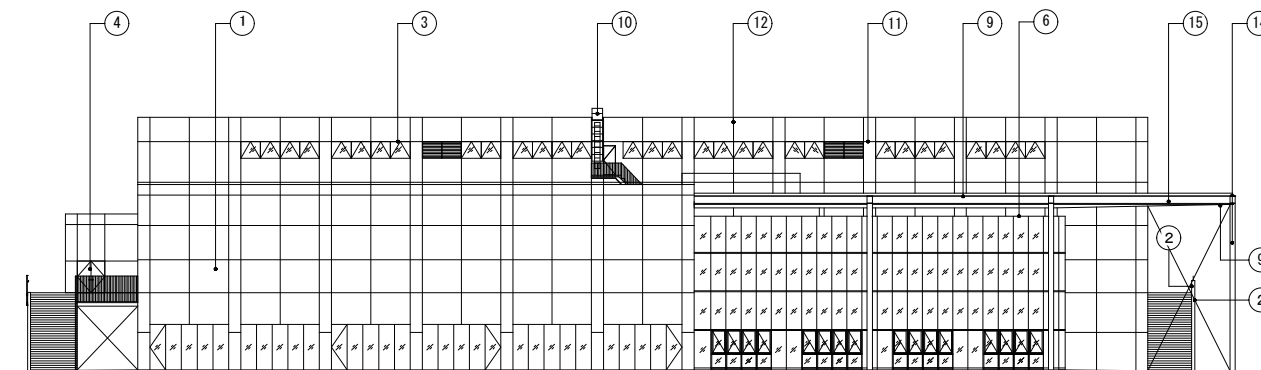
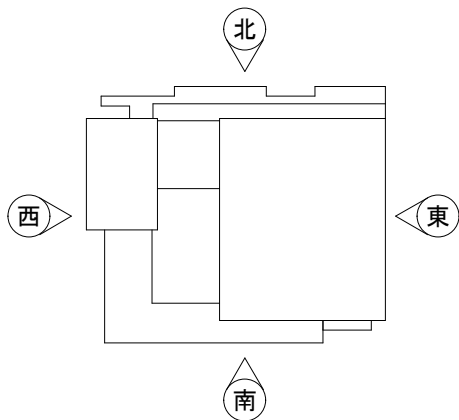


R階平面図

①	外壁：RC化粧打放(A種)+ASC
②	外壁：RC化粧打放(A種)+OSB型枠+ASC
③	アルミ製建具
④	ステンレス製建具
⑤	スチール製建具
⑥	アルミ笠木
⑦	スチール製手摺
⑧	縦樋
⑨	大庇：アルミスバンドレル
⑩	メンテナンススタラップ
⑪	打ち継ぎ目地
⑫	誘発目地
⑬	目隠しルーバー
⑭	鉄骨柱：耐火シート+DP
⑮	鉄骨梁：DP

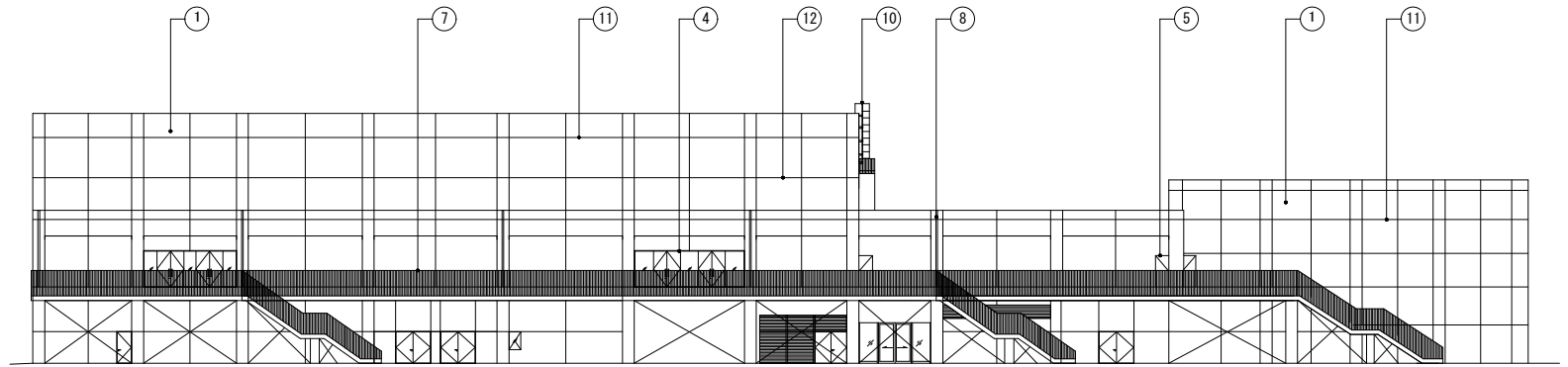


南立面

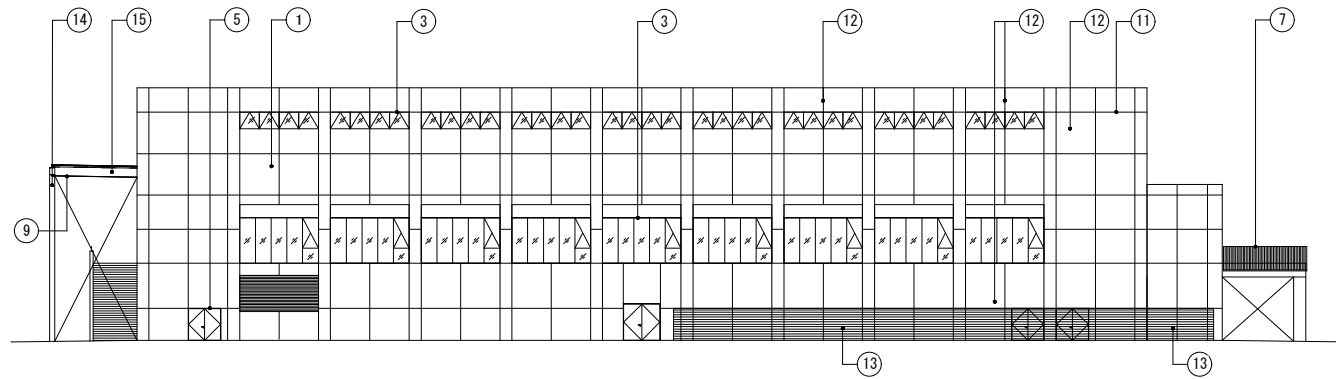


西立面

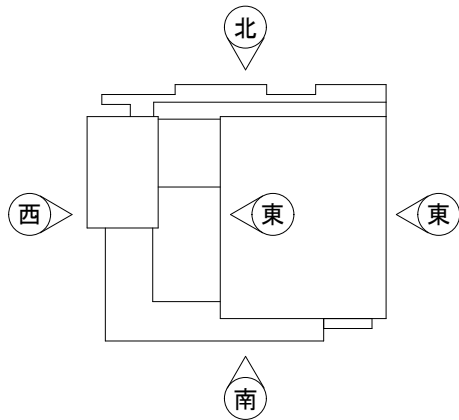
①	外壁：RC化粧打放(A種)+ASC
②	外壁：RC化粧打放(A種)+OSB型枠+ASC
③	アルミ製建具
④	ステンレス製建具
⑤	スチール製建具
⑥	アルミ笠木
⑦	スチール製手摺
⑧	縦樋
⑨	大庇：アルミスバンドレル
⑩	メンテナンスタラップ
⑪	打ち継ぎ目地
⑫	誘発目地
⑬	目隠しルーバー
⑭	鉄骨柱：耐火シート+DP
⑮	鉄骨梁：DP



北立面



東立面



契約の締結(飯塚市新体育館等建設(電気設備)工事)

飯塚市新体育館等建設(電気設備)工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和2年5月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 工事名 飯塚市新体育館等建設(電気設備)工事
- 2 工事場所 飯塚市 鯉田 地内
- 3 契約金額 482,149,800円
- 4 受注者 嘉穂・昌栄特定建設工事共同企業体  
代表者  
飯塚市大分567番地  
株式会社 嘉穂製作所  
代表取締役 植村 一雄
- 5 契約の方法 条件付き一般競争入札

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

# 工事請負議案資料

## 入札概要

工 事 名	飯塚市新体育館等建設(電気設備)工事
工 期	本契約として認められた日から令和 4年 3月28日まで
予 定 価 格 (A)	524,076,300 円 (うち消費税 47,643,300 円) (476,433,000 円 税抜)
最 低 制 限 価 格	482,149,800 円 (うち消費税 43,831,800 円) (438,318,000 円 税抜)
落 札 額 (B)	482,149,800 円 (うち消費税 43,831,800 円) (438,318,000 円 税抜)
落 札 率 (B/A) (小数点第3位以下切捨)	91.99 %
落 札 者 名	嘉穂・昌栄特定建設工事共同企業体
入 札 日	令和 2年 5月 14日

### 入札参加業者名(条件付き一般競争入札)

嘉穂・昌栄 特定建設工事共同企業体	雄電社・米村電気工事 特定建設工事共同企業体	幸袋・入江 特定建設工事共同企業体
西日本電波・松村電気 特定建設工事共同企業体		

## 工事請負議案資料

工 事 名 飯塚市新体育館等建設（電気設備）工事

工 期 本契約として認められた日から 令和4年3月28日まで

### 工 事 概 要

飯塚市新体育館建設工事に伴う電気設備工事一式

受変電設備工事

拡声設備工事

電灯・動力設備工事

誘導支援設備工事

発電設備工事

テレビ共同受信設備工事

構内情報通信網設備工事

監視カメラ設備工事

構内交換設備工事

防犯・入退室管理設備工事

情報表示設備工事

火災報知設備工事

映像・音響設備工事

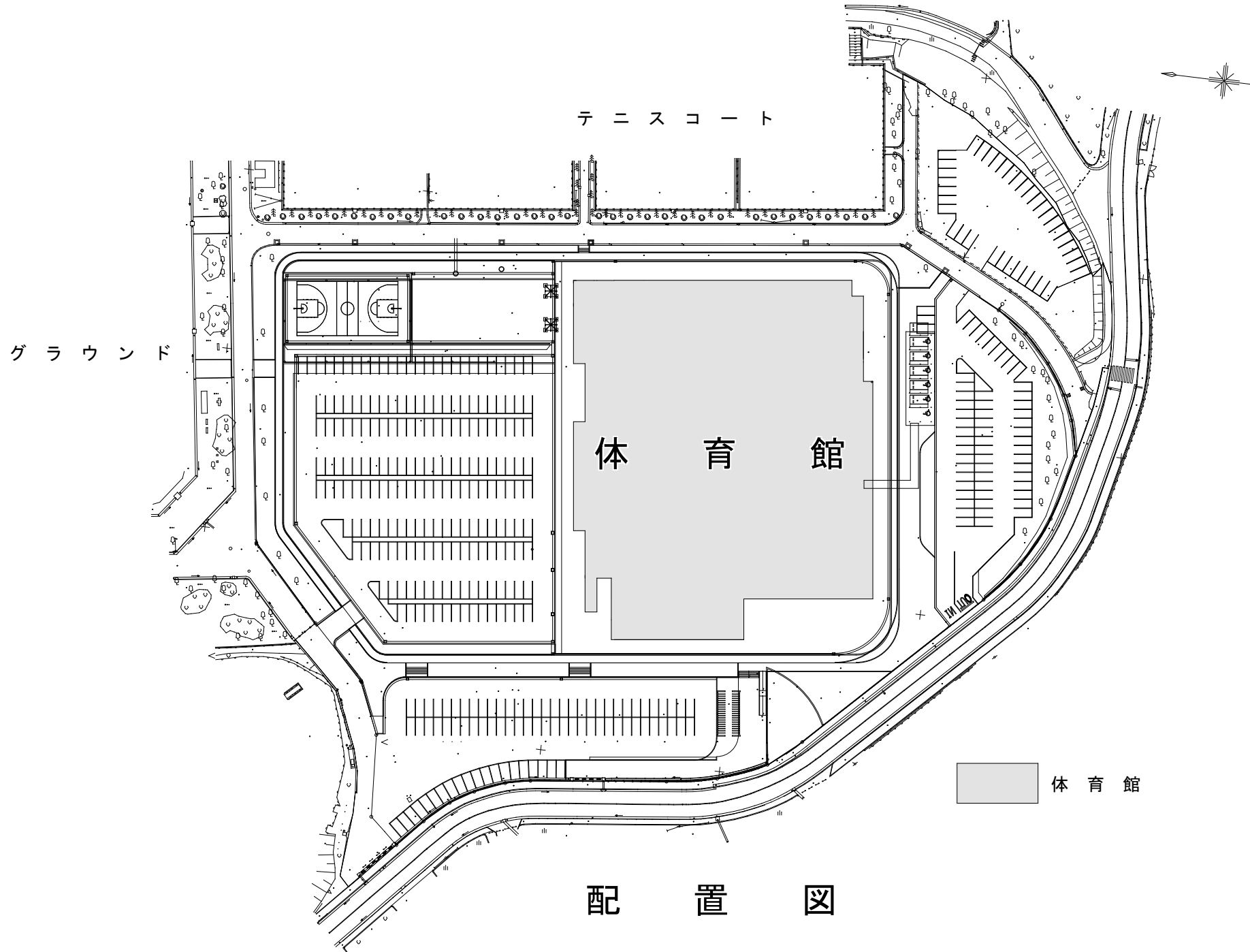
テレビ中継設備工事

# 付近見取り図

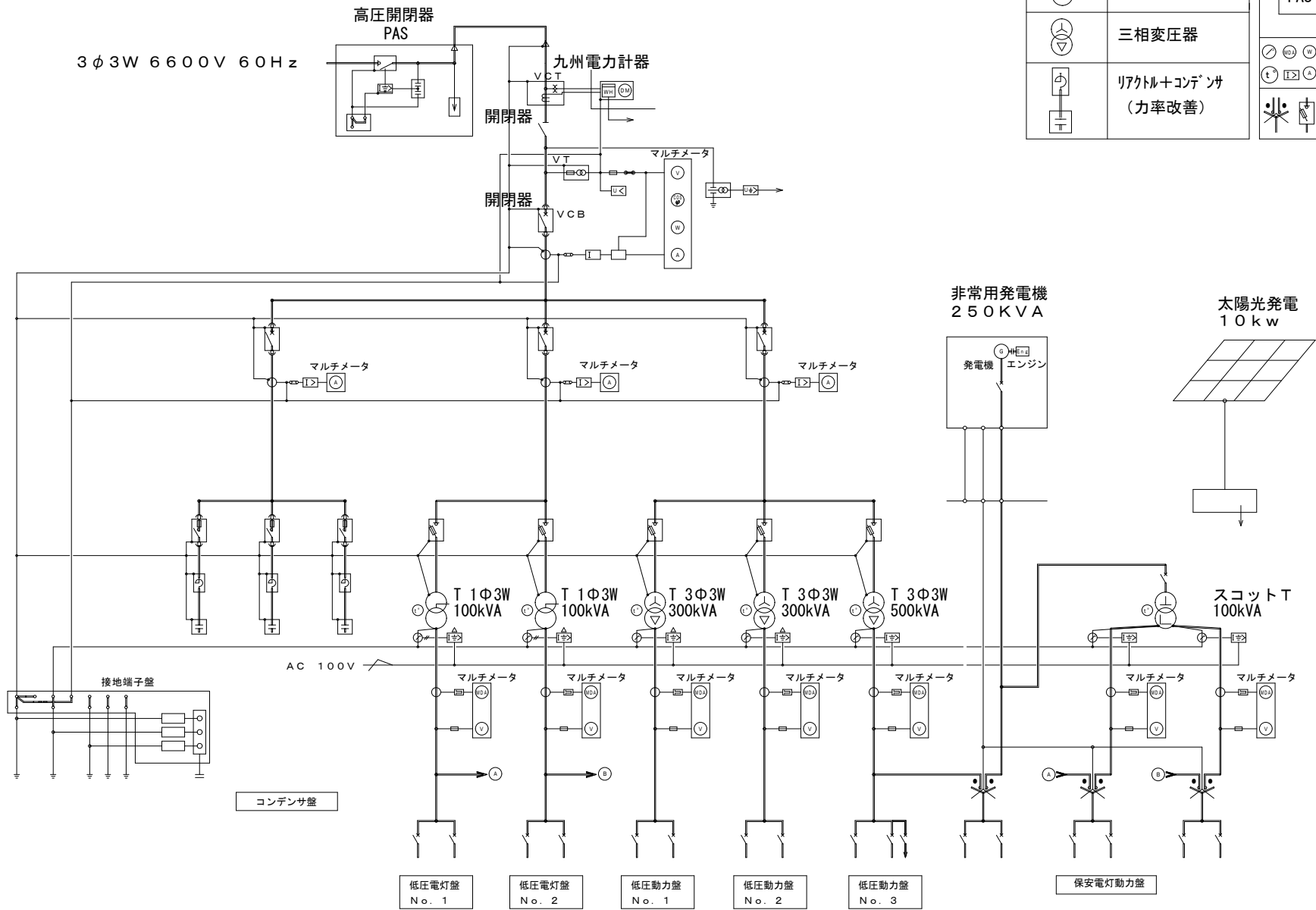
## 工事箇所（旧陸上競技場）






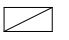

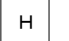

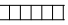


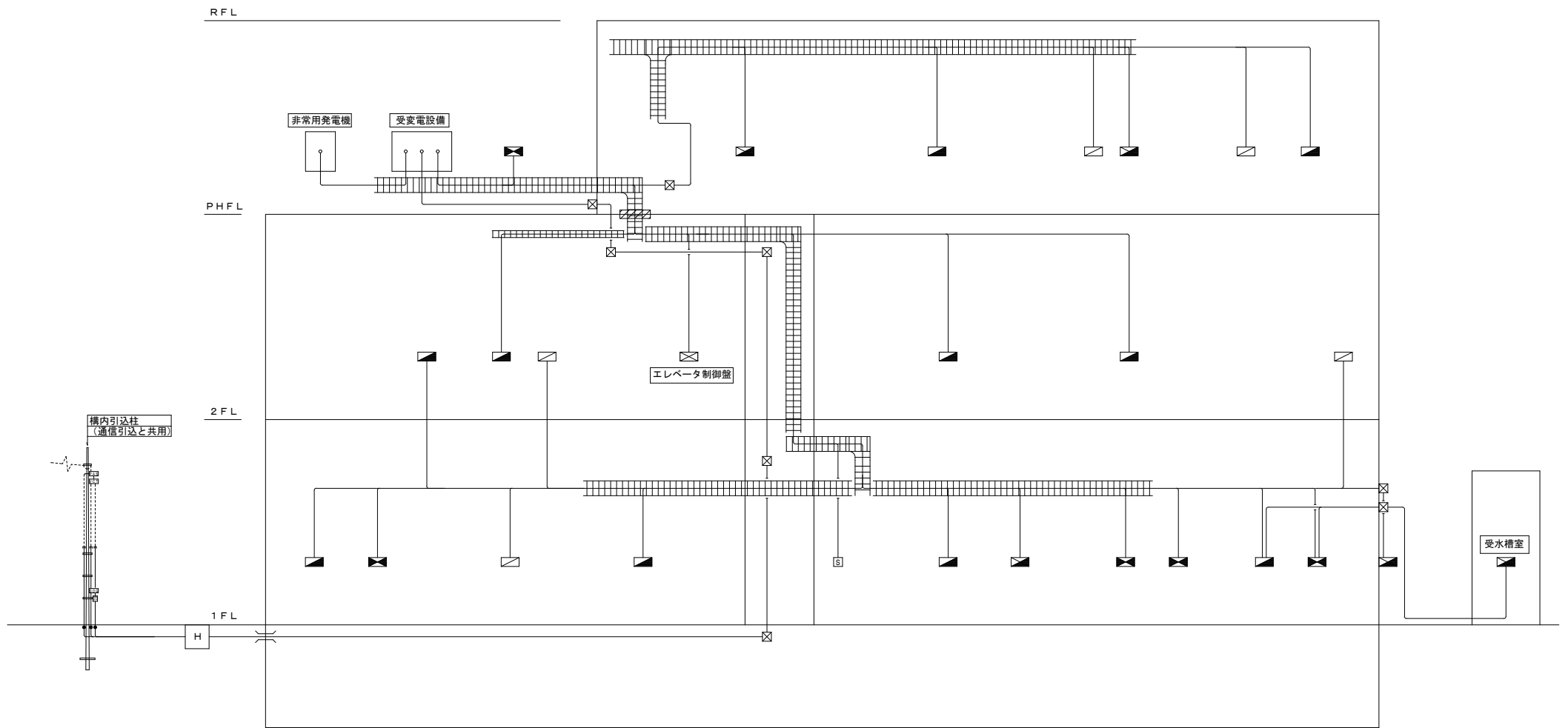
配置図



凡例		凡例	
記号	名称	記号	名称
	単相変圧器		高圧開閉器
	三相変圧器		各計器
	リアクトル+コンデンサ (力率改善)		開閉器

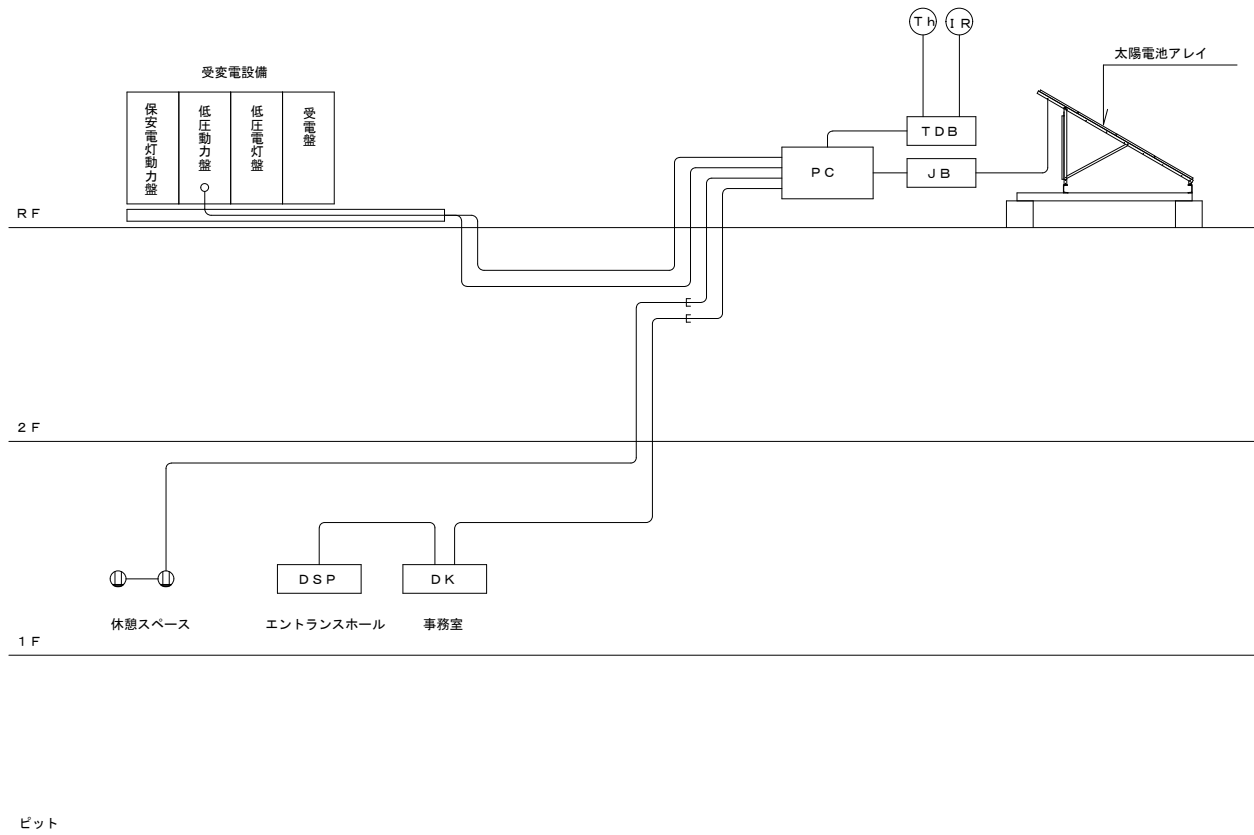
受変電設備単線結線図

凡例		記号	名称
	電灯分電盤		イベント盤
	動力分電盤		ハンドホール
	電灯動力分電盤		
	ケーブルラック		



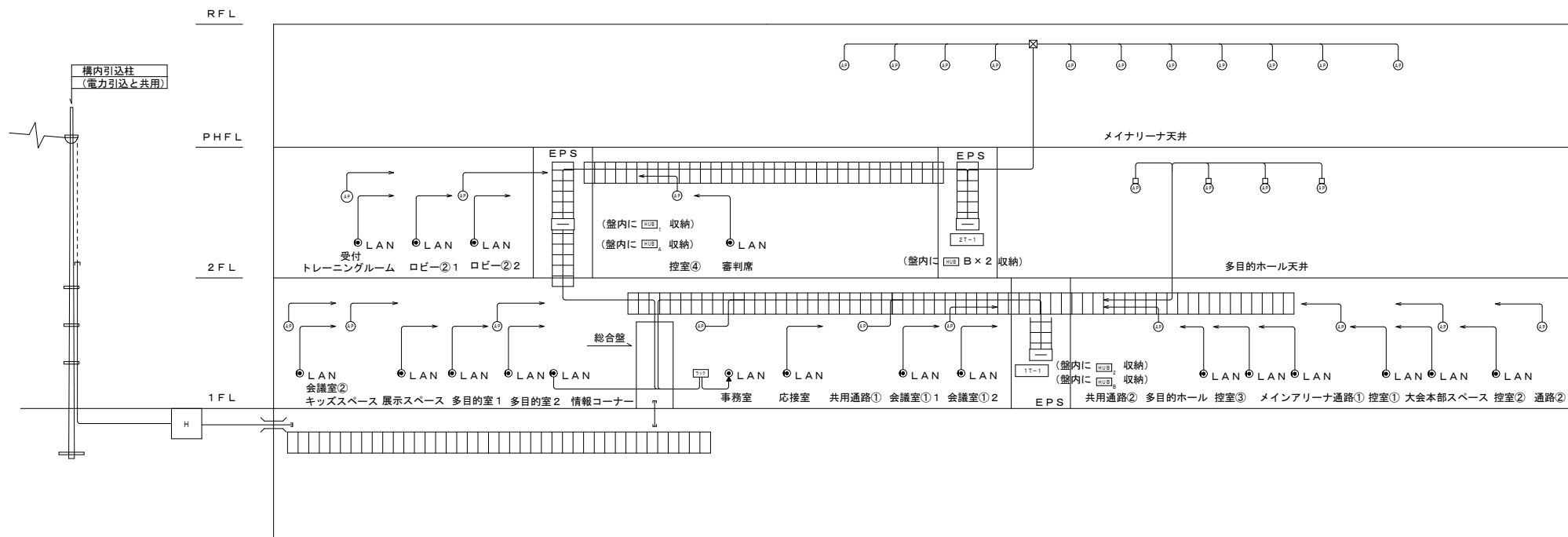
電灯・動力設備系統図

凡例	
記号	名称
PC	パワーコンディショナ
JB	接続箱
TDB	変換器箱
DK	データ計測装置
DSP	表示装置
⊙h	日射計
⊙R	気温計
⊕	コンセント



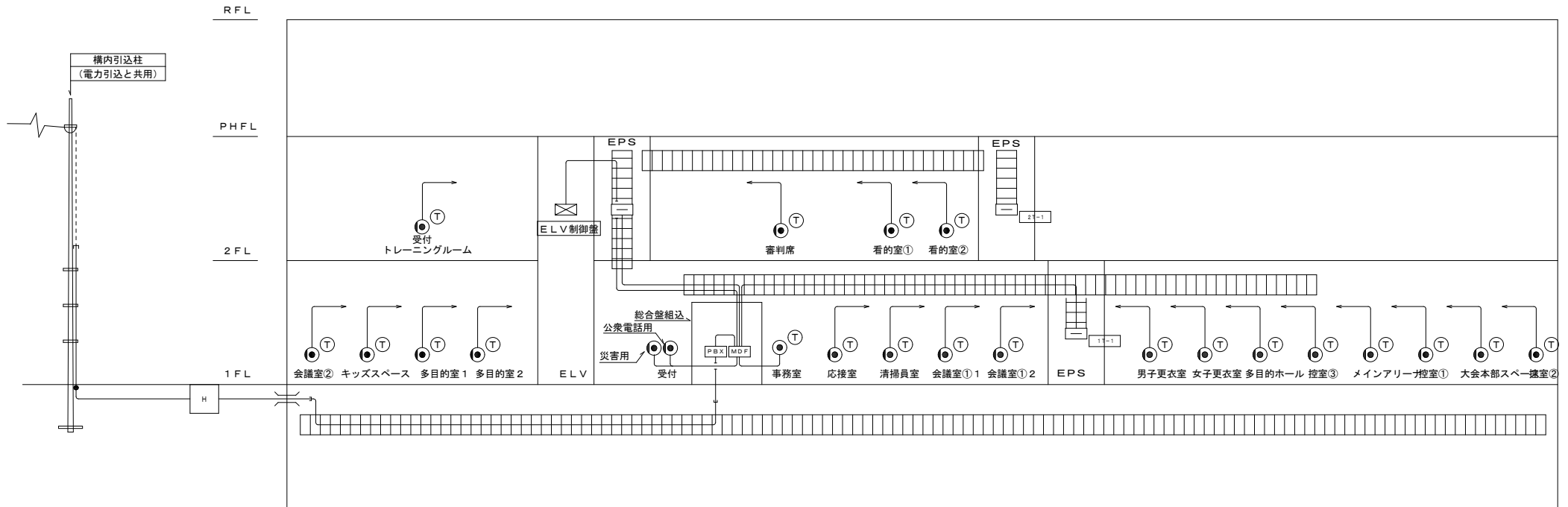
太陽光発電設備系統図

凡例	
記号	名称
	スイッチングHUB
	フロアスイッチ
	情報用アウトレット
	アクセスポイント
	ケーブルラック
	弱電端子盤



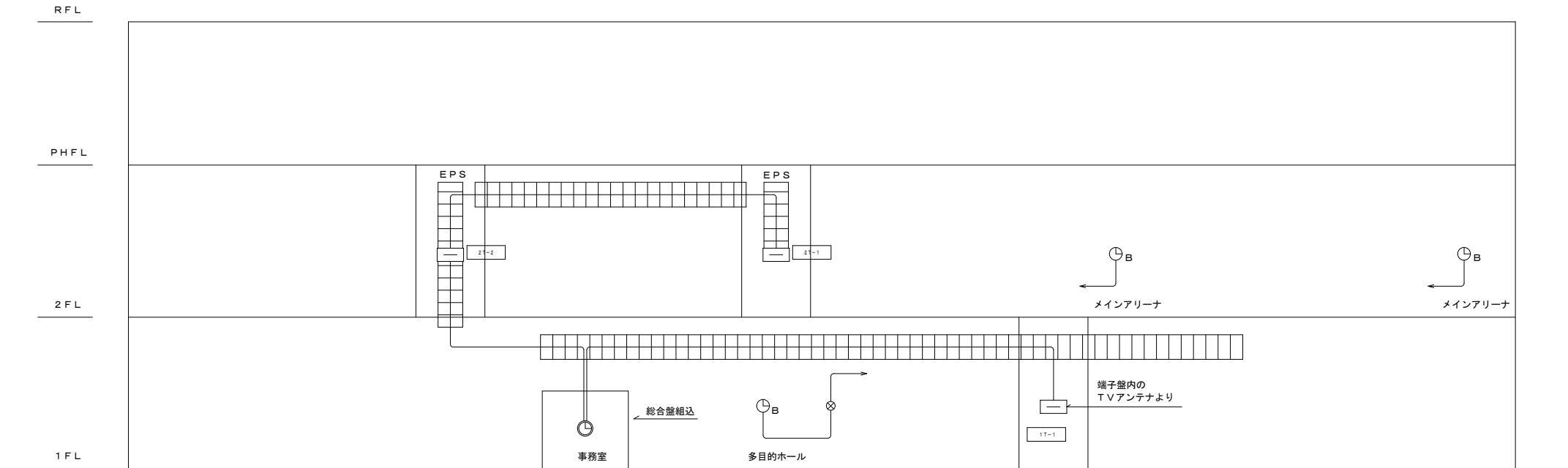
構内情報通信網設備系統図

凡例	
記号	名称
MDF	本配線盤
PBX	構内交換機
● ●	電話用アウトレット
⊕	一般電話機
□□□□	ケーブルラック
—	弱电端子盤



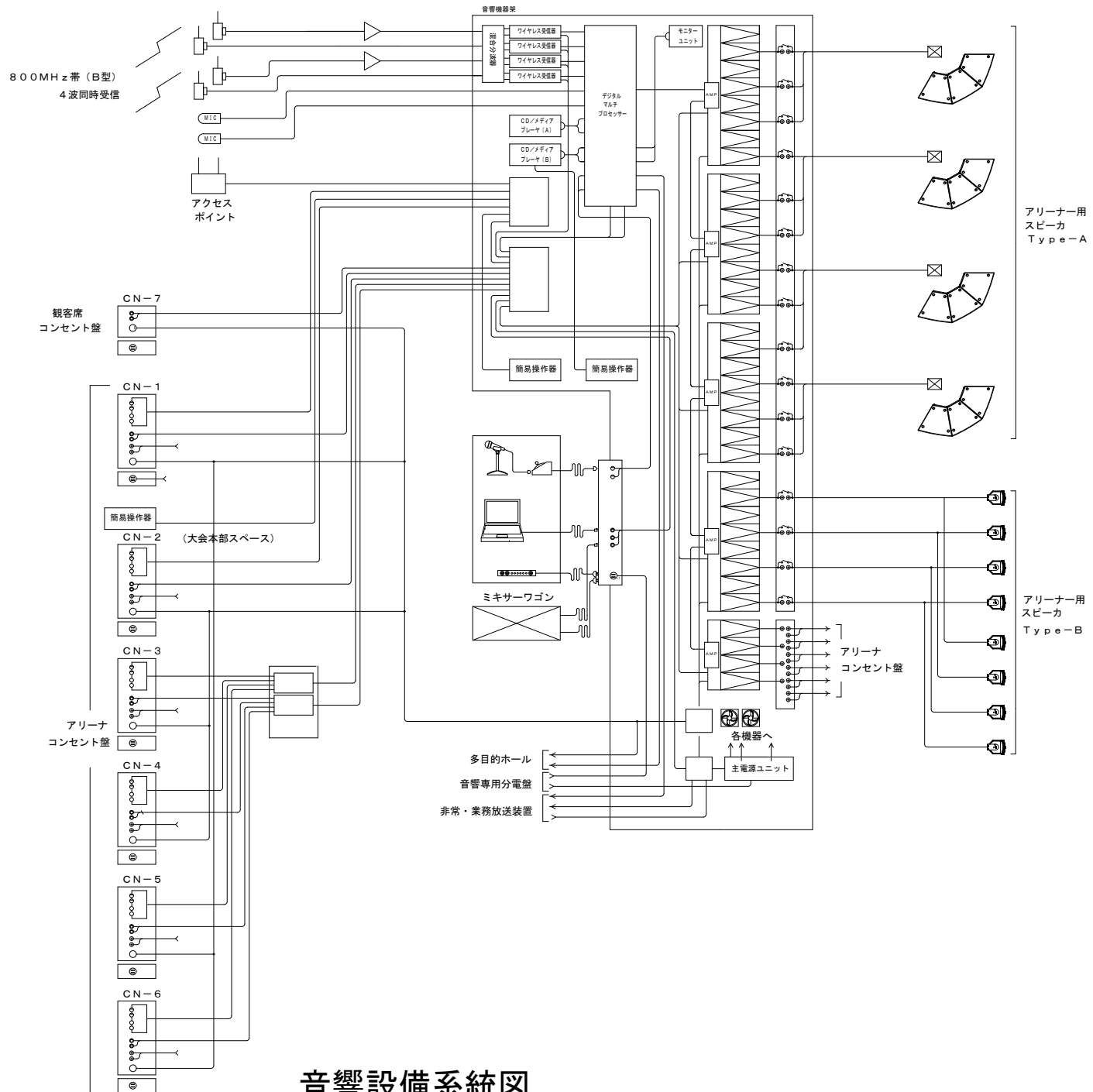
構内交換設備系統図

凡例	
記号	名称
⊕	親時計
⊕ <sub>B</sub>	子時計
□□□□	ケーブルラック
—	弱电端子盤



情報表示設備系統図

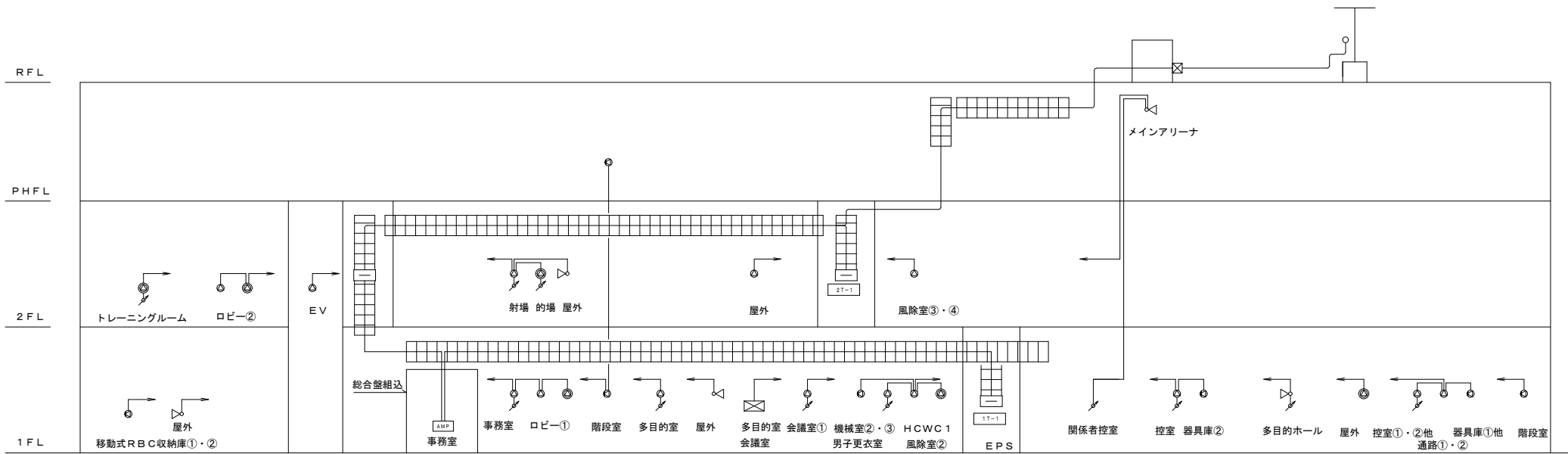
凡例	
記号	名称
	スピーカー
	ワイヤレスアンテナ
	パワーアンプ
	マイクコンセント盤



音響設備系統図

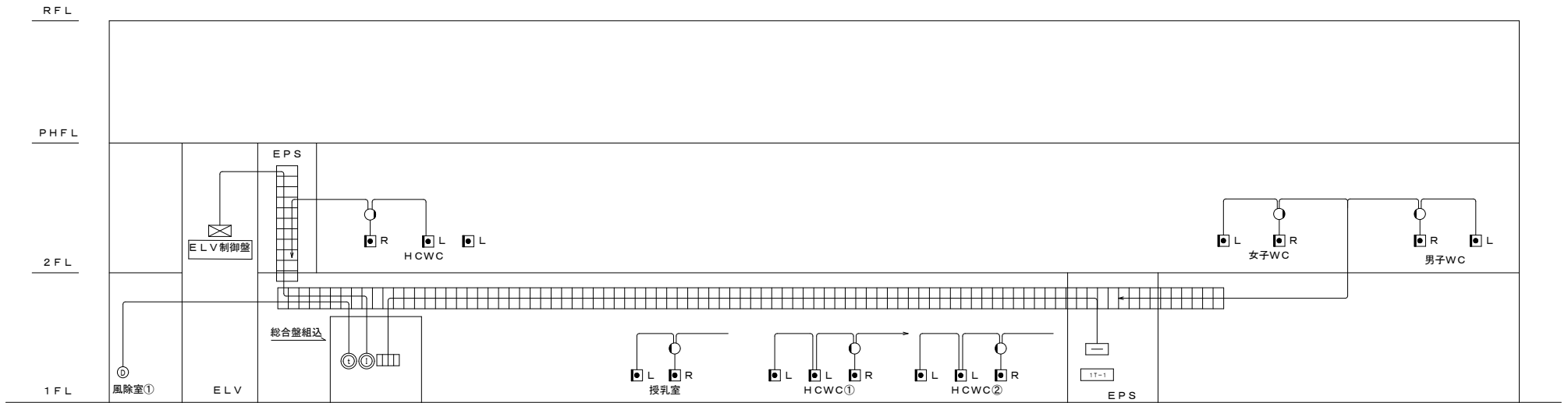


凡例	
記号	名称
AMP	アンプ
⊙ ⊚	埋込、壁掛型 スピーカー
◁ ▷	ホーン型 スピーカー
↗	音量調節器
□□□□	ケーブルラック
—	弱电端子盤



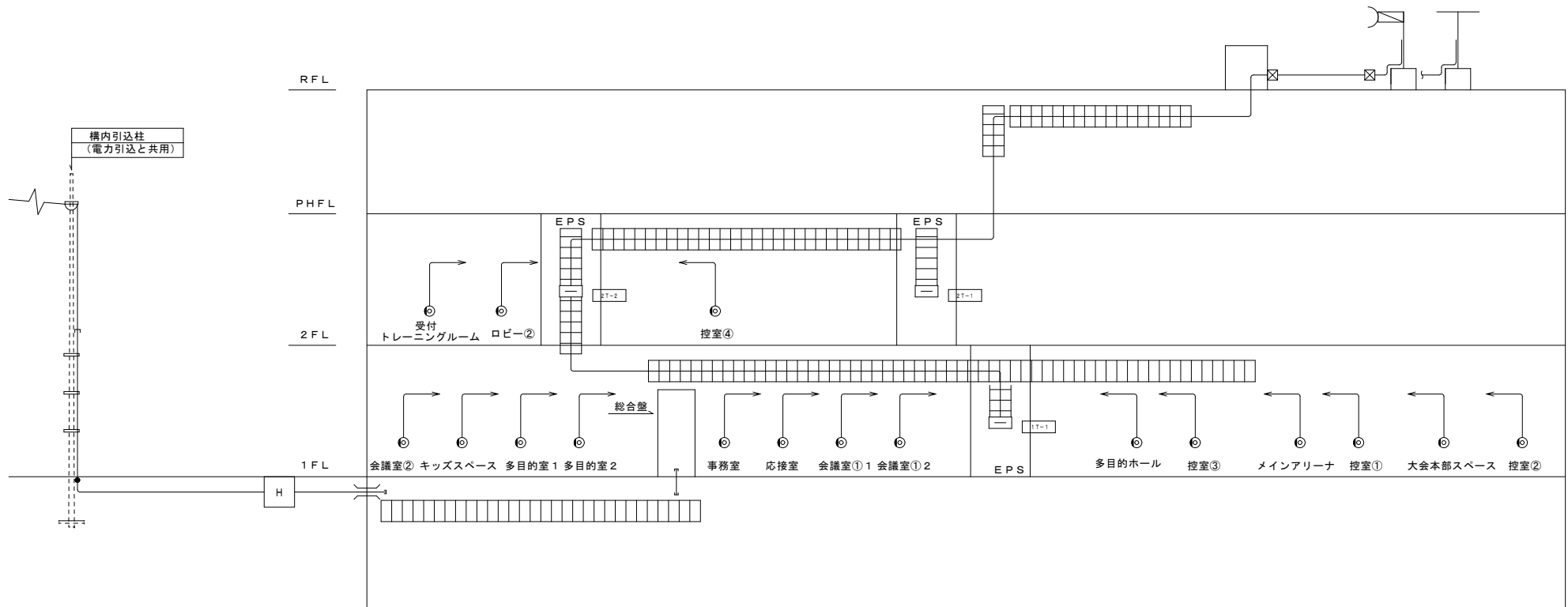
### 拡声設備系統図

凡例	
記号	名称
□□□□	トイレ等呼出表示器
■ L ■ R ○	呼出ボタン
Ⓣ	テレビドアホン（親機）
Ⓧ	テレビドアホン（子機）
□□□□□	ケーブルラック
—	弱电端子盤



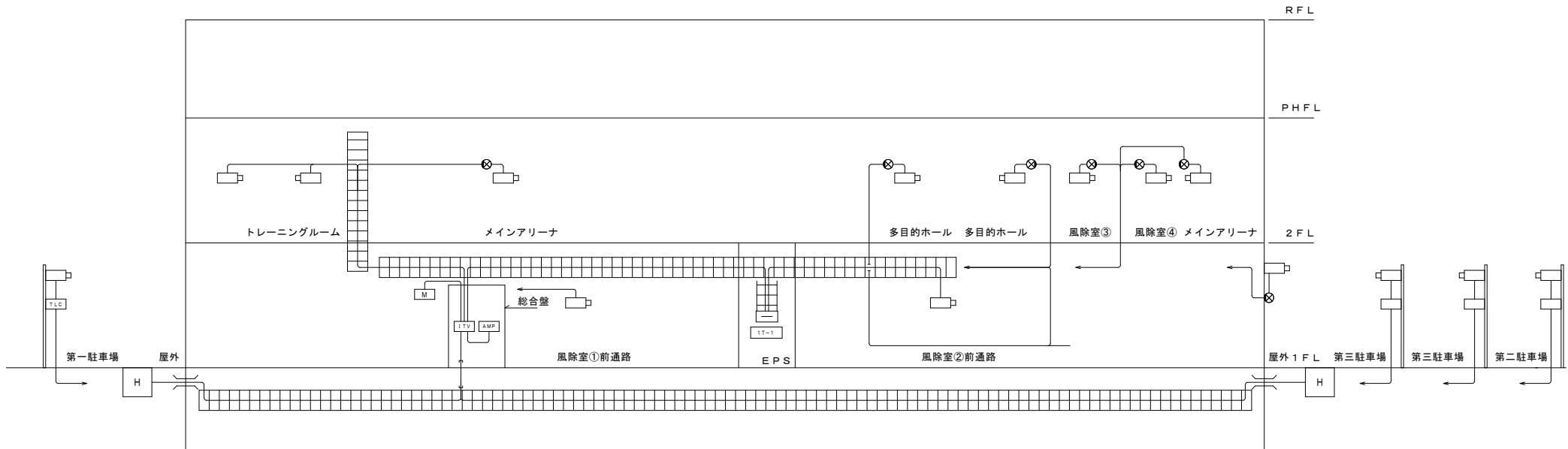
誘導支援・防犯・入退出管理設備系統図

凡例	
記号	名称
◎	直列ユニット
└	テレビアンテナ
◁	パラボラアンテナ
□□□□	ケーブルラック
—	弱電端子盤



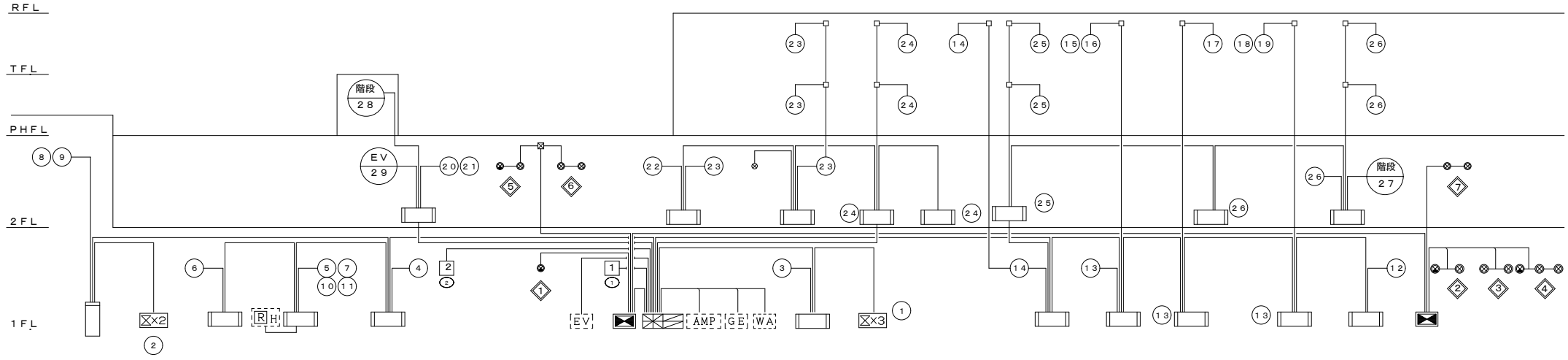
テレビ共同受信設備系統図

凡例	
記号	名称
I TV	I T V 架
M	テレビモニター
HUB	スイッチングHUB
□	ネットワークカメラ
□□□□	ケーブルラック
—	弱電端子盤

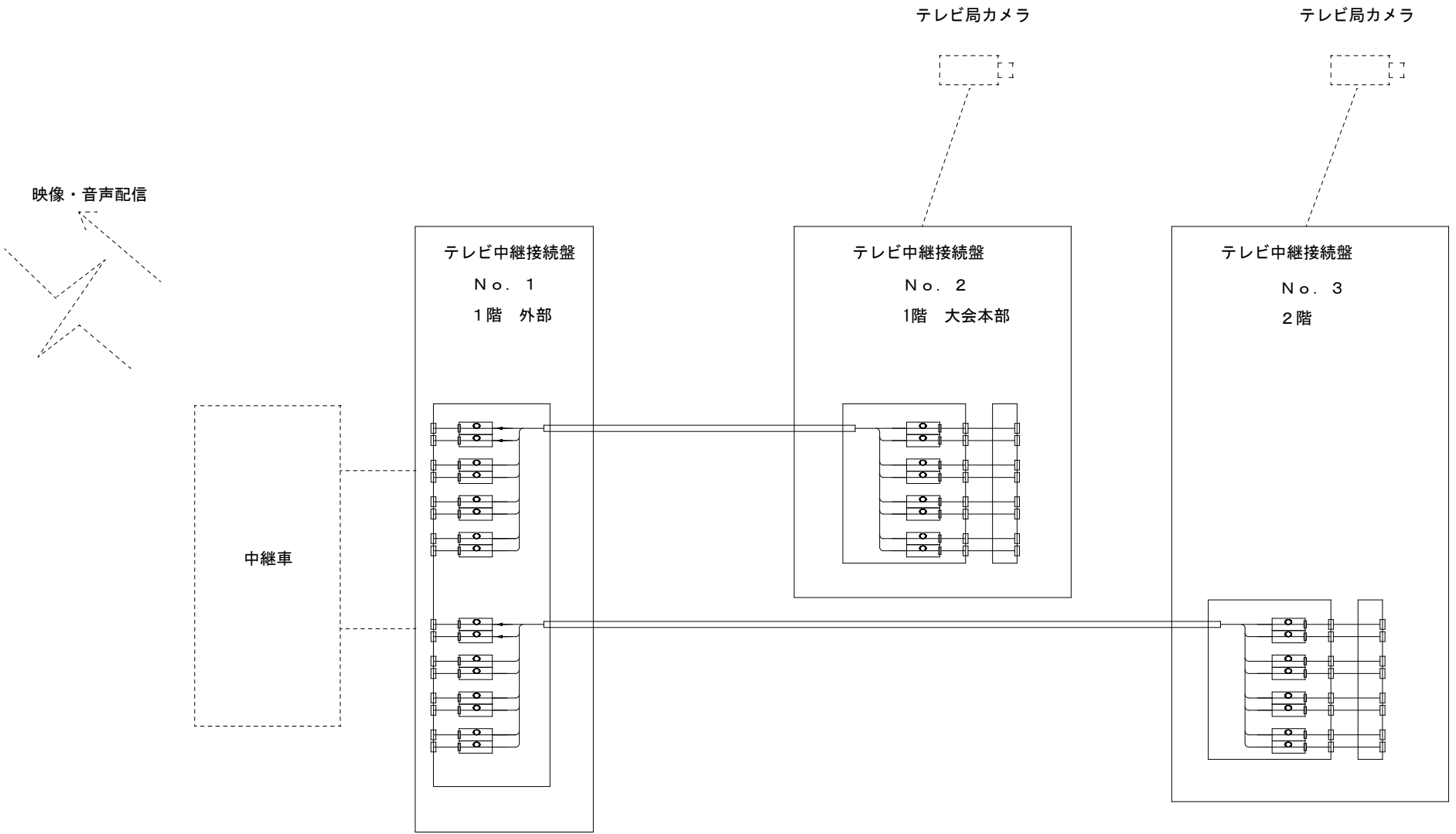


監視カメラ設備系統図

凡例	
記号	名称
	防災監視盤
	機器収納箱
	警報装置
	警戒区域番号
	動作回路番号
	消火設備制御装置
	警報設備制御・信号装置



自動火災報知設備系統図  
37



テレビ中継設備系統図

契約の締結(飯塚市新体育館等建設(給排水衛生設備)工事)

飯塚市新体育館等建設(給排水衛生設備)工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和2年5月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 工事名 飯塚市新体育館等建設(給排水衛生設備)工事
- 2 工事場所 飯塚市 鯉田 地内
- 3 契約金額 232,661,000円
- 4 受注者 平山・福岡特定建設工事共同企業体  
代表者  
飯塚市潤野1115番地4  
株式会社 平山設備  
代表取締役 平山 賢徳
- 5 契約の方法 条件付き一般競争入札

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

# 工事請負議案資料

## 入札概要

工 事 名	飯塚市新体育館等建設(給排水衛生設備)工事
工 期	本契約として認められた日から令和 4年 3月28日まで
予 定 価 格 (A)	245,430,900 円 (うち消費税 22,311,900 円) (223,119,000 円 税抜)
最 低 制 限 価 格	225,795,900 円 (うち消費税 20,526,900 円) (205,269,000 円 税抜)
落 札 額 (B)	232,661,000 円 (うち消費税 21,151,000 円) (211,510,000 円 税抜)
落 札 率 (B/A) (小数点第3位以下切捨)	94.79 %
落 札 者 名	平山・福岡特定建設工事共同企業体
入 札 日	令和 2年 5月 14日

### 入札参加業者名(条件付き一般競争入札)

平山・福岡 特定建設工事共同企業体	山野・三和 特定建設工事共同企業体	深田・中村 特定建設工事共同企業体
有光・南 特定建設工事共同企業体	舞鶴・ヤスタケ 特定建設工事共同企業体	



## 工 事 請 負 議 案 資 料

工 事 名 飯塚市新体育館等建設（給排水衛生設備）工事

工 期 本契約として認められた日から 令和4年3月28日まで

### 工 事 概 要

飯塚市新体育館建設工事に伴う給排水衛生設備工事一式

衛生器具設備工事

給水設備工事

排水設備工事

給湯設備工事

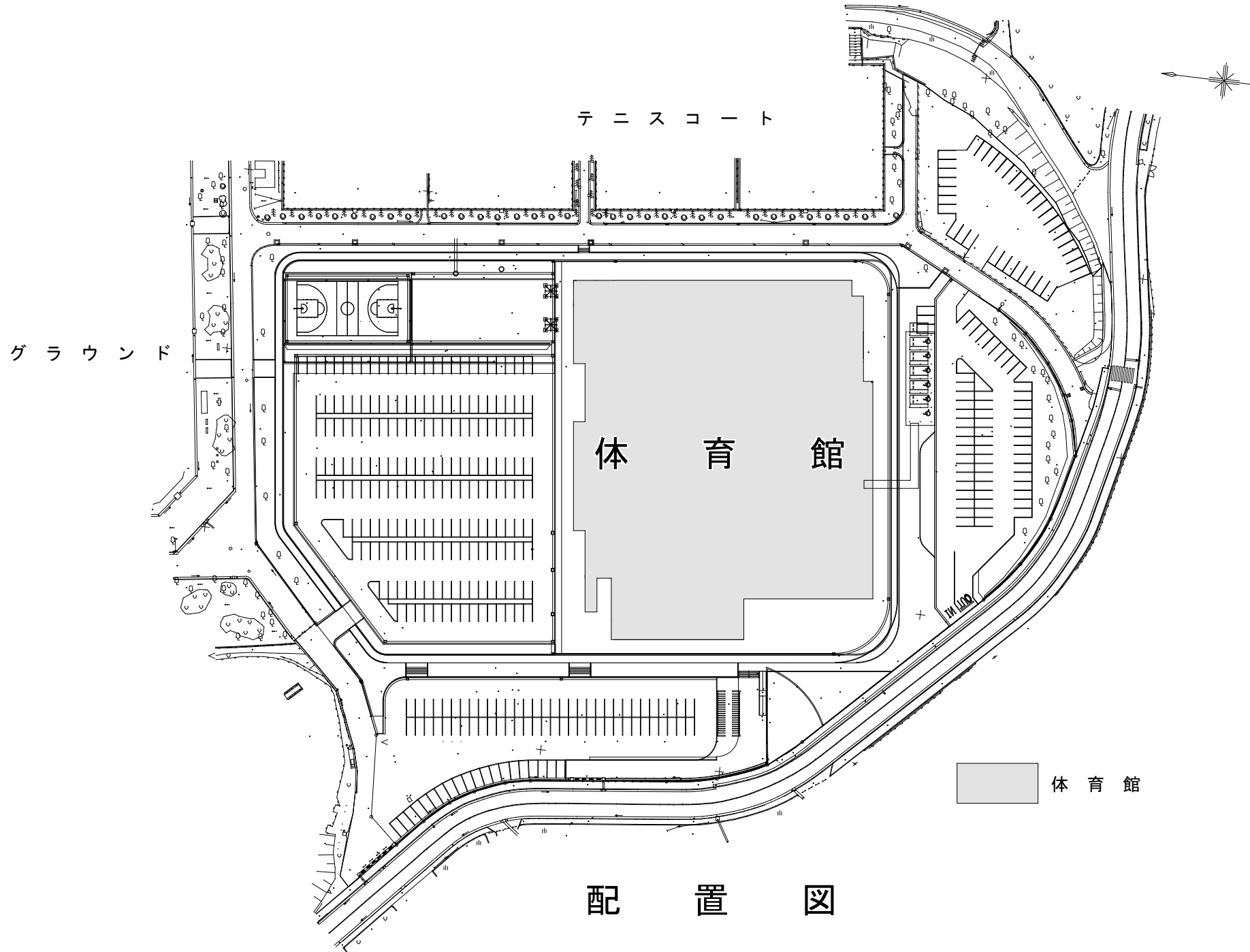
消火設備工事

雨水再利用設備工事

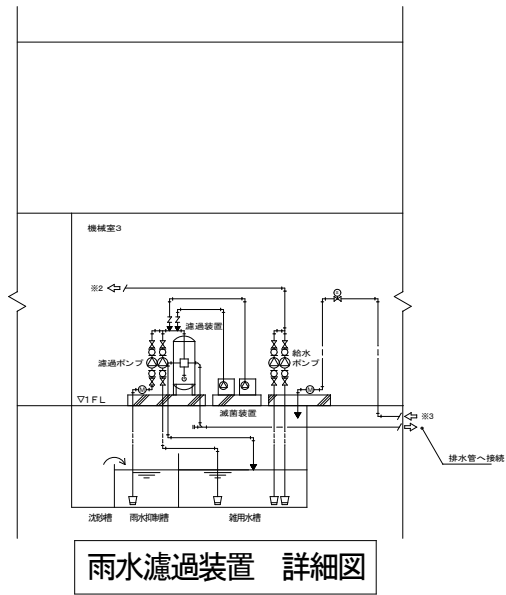
# 付近見取り図

## 工事箇所（旧陸上競技場）

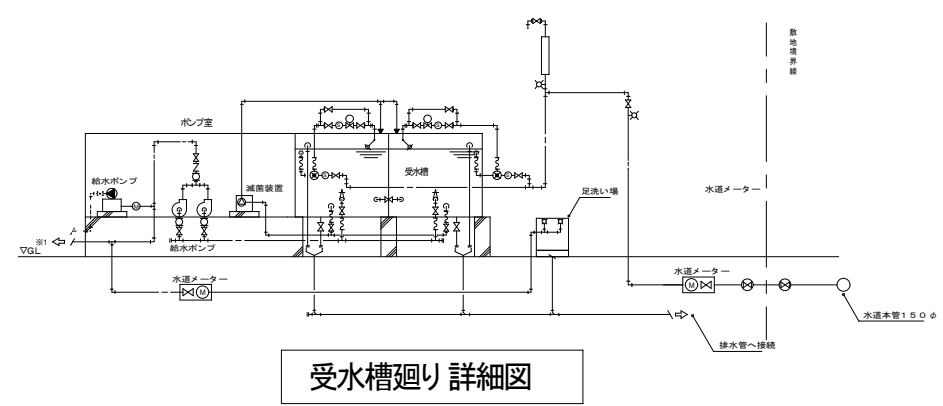




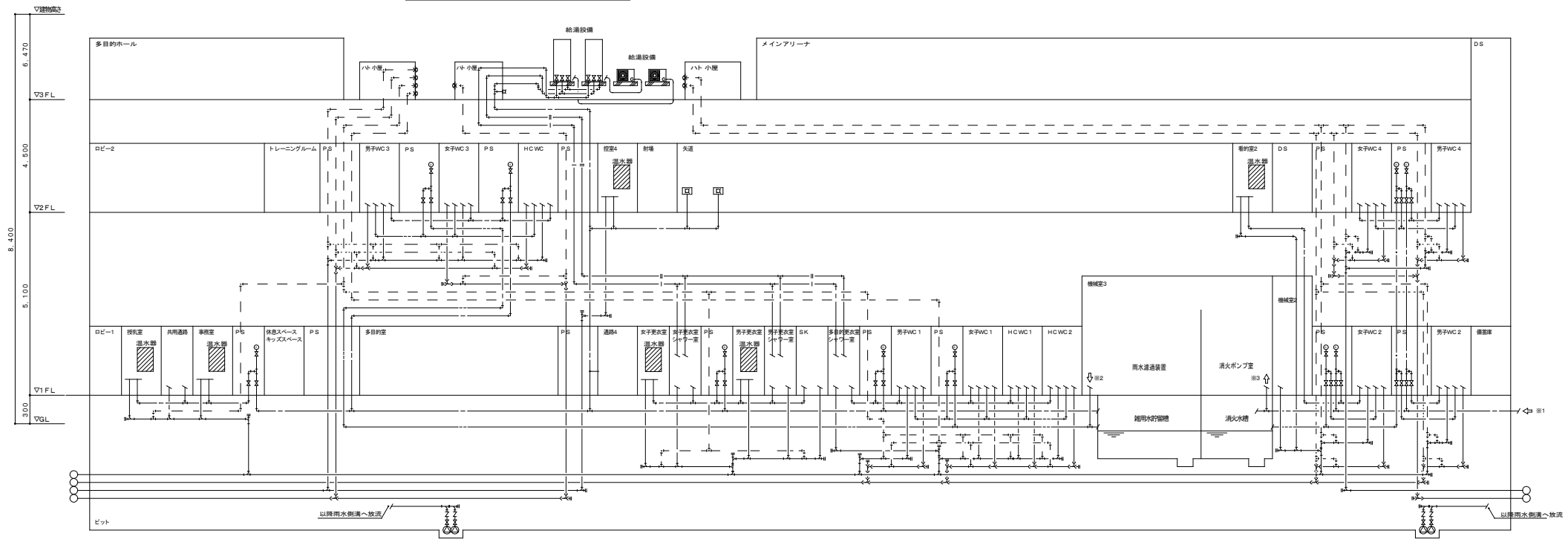
配置図



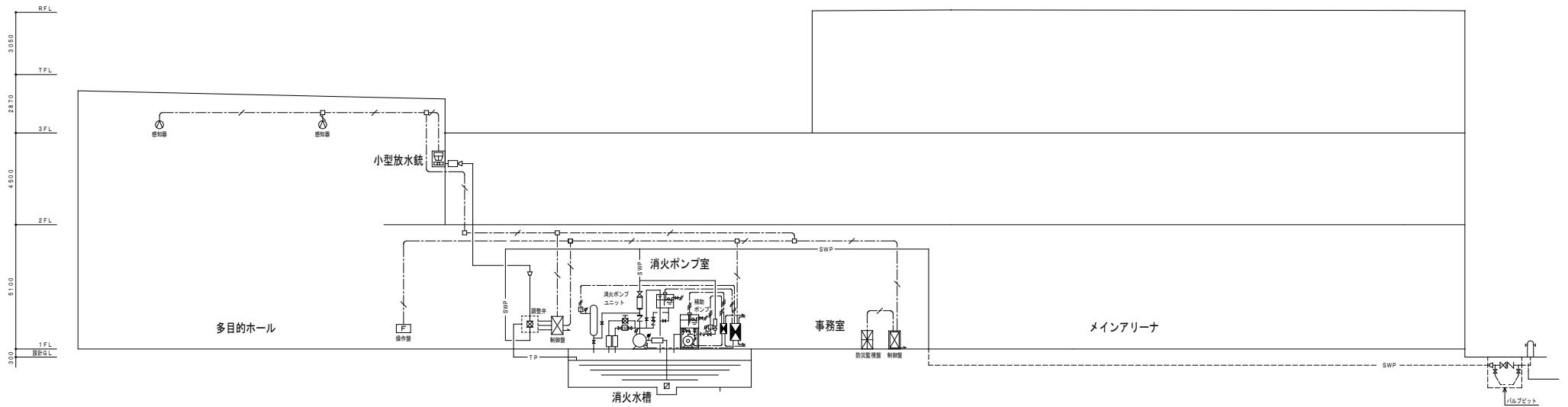
雨水濾過装置 詳細図



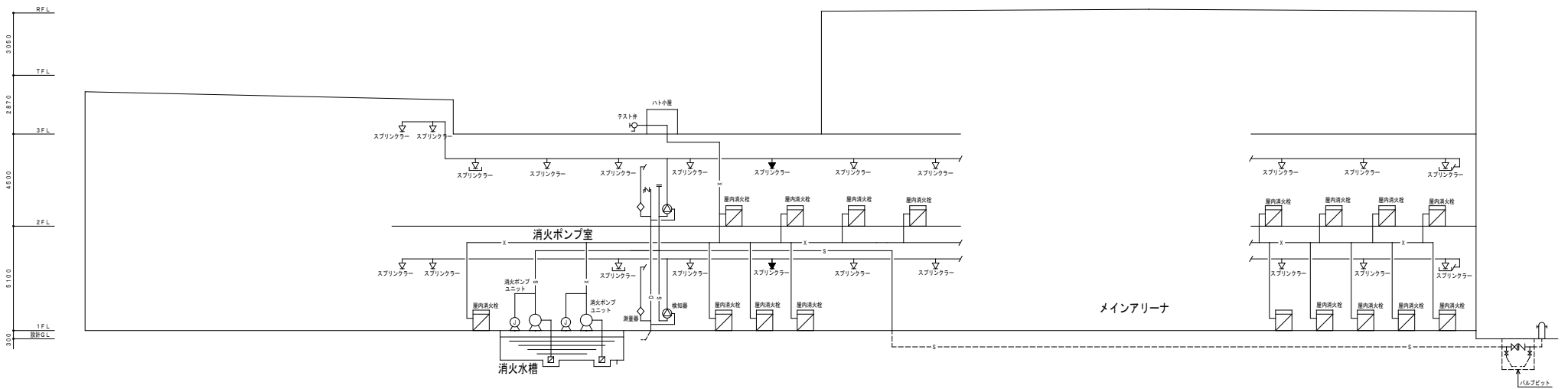
受水槽廻り 詳細図



衛生設備 系統図



消火設備 系統図



消火設備 系統図

専決処分の承認(令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第8号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和2年5月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和2年3月20日専決

飯塚市長 片 峯 誠

令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)

専決処分の承認(令和元年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算  
(第3号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和元年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和2年5月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和2年3月20日専決

飯塚市長 片 峯 誠

令和元年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)

専決処分の承認(令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和2年5月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和2年4月28日専決

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)



専決処分の承認(令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第2号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和2年5月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日専決

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)

専決処分の承認(令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和2年5月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日専決

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市税条例等の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和2年5月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市税条例等の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和2年3月31日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市条例第16号

飯塚市税条例等の一部を改正する条例

(飯塚市税条例の一部改正)

第1条 飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係る税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則

第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第27項を同条第26項とする。

附則第10条の4第2項中「平成31年度分及び平成32年度分」を「令和元年度分及び令和2年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条(見出しを含む。)及び第13条(見出しを含む。)中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第22条第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(飯塚市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 飯塚市税条例の一部を改正する条例(令和元年飯塚市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち飯塚市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の飯塚市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

4 新条例第48条第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(飯塚市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 飯塚市税条例の一部を改正する条例(平成27年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(飯塚市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 飯塚市税条例等の一部を改正する条例(平成29年飯塚市条例4号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(飯塚市税条例の一部を改正する条例の一部改正)



第6条 飯塚市税条例の一部を改正する条例(平成29年飯塚市条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(飯塚市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 飯塚市税条例等の一部を改正する条例(平成30年飯塚市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第4号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第8号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第5条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第7条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第9条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

飯塚市税条例等 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>○飯塚市税条例(第1条関係)                      (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)                      第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。                      (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u>                      2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)                      第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。                      (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u>                      2～5 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)                      第48条 (略)                      2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8</p>	<p>○飯塚市税条例(第1条関係)                      (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)                      第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。                      (1)・(2) (略)  <u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u>                      (4) (略)                      2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)                      第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。                      (1)・(2) (略)  <u>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u>                      (4) (略)                      2～5 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)                      第48条 (略)                      2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8</p>

第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定により管理する

第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管

土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分<sup>1</sup>の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等<sup>2</sup>にあっては当該仮換地等<sup>3</sup>に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地<sup>4</sup>にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分<sup>5</sup>の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に<sup>6</sup>関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等<sup>7</sup>にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に<sup>8</sup>係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等<sup>9</sup>にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に<sup>10</sup>係る第1項の所有者とみなすことができる。

8 家屋の付帯設備(家屋のうち付帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを<sup>11</sup>含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定付帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定付帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。(固定資産税の課税標準)

理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分<sup>1</sup>の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等<sup>2</sup>にあっては当該仮換地等<sup>3</sup>に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地<sup>4</sup>にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分<sup>5</sup>の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に<sup>6</sup>関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等<sup>7</sup>にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に<sup>8</sup>係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等<sup>9</sup>にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に<sup>10</sup>係る第1項の所有者とみなす。

7 家屋の付帯設備(家屋のうち付帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを<sup>11</sup>含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定付帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定付帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。(固定資産税の課税標準)

第61条 (略)

2～8 (略)

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第27項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸販売業

第61条 (略)

2～8 (略)

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係る税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合限り、適用する。

3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合限り、適用する。

4 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 (略)

2～5 (略)

6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第

2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 (略)

2～5 (略)

6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則

4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

3・4 (略)

5 法附則第15条第26項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

4・5 (略)

6 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

- 6 法附則第15条第27項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第27項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第27項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第28項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 10 法附則第15条第28項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
- 17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
- 18 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 19 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 20 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 21 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 22 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 23 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。
- 25 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 26 (略)  
(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

- 7 法附則第15条第30項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第30項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第30項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第31項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第31項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 17 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
- 18 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
- 19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。
- 24 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 25 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。
- 27 (略)  
(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)



第10条の4 (略)

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和元年度分及び令和2年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3・4 (略)

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

第10条の4 (略)

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3・4 (略)

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。  
(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)
- 第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。  
(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)
- 第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額

は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同

は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同

<p>じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第23条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第23条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>○飯塚市税条例の一部を改正する条例(第2条関係)</p> <p>第3条 飯塚市税条例の一部を次のように改正する。</p>	<p>○飯塚市税条例の一部を改正する条例(第2条関係)</p> <p>第3条 飯塚市税条例の一部を次のように改正する。 第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</p>

<p>(略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>削除</u></p> <p>第4条 <u>削除</u></p>	<p>(略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)</u>及び附則第6条の規定 <u>令和3年4月1日</u></p> <p>第4条 <u>附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の飯塚市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)</u>の規定は、<u>令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>
<p>○飯塚市税条例の一部を改正する条例(附則第4条関係)</p> <p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>令和元年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 (略)</p> <p>13 <u>令和元年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p> <p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合につ</p>	<p>○飯塚市税条例の一部を改正する条例(附則第4条関係)</p> <p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 (略)</p> <p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p> <p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合につ</p>

いて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>令和元年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>令和2年3月31日</u>
(略)	(略)	(略)

いて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
(略)	(略)	(略)

○飯塚市税条例等の一部を改正する条例(附則第5条関係)  
附則  
(施行期日)  
第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(1) 第1条中飯塚市税条例附則第16条の改正規定 平成29年4月1日  
(2) 第2条及び第3条並びに第4条の規定 令和元年10月1日

○飯塚市税条例等の一部を改正する条例(附則第5条関係)  
附則  
(施行期日)  
第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(1) 第1条中飯塚市税条例附則第16条の改正規定 平成29年4月1日  
(2) 第2条及び第3条並びに第4条の規定 平成31年10月1日

○飯塚市税条例の一部を改正する条例(附則第6条関係)  
附則  
(市民税に関する経過措置)  
第2条 第1条の規定による改正後の飯塚市税条例は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

○飯塚市税条例の一部を改正する条例(附則第6条関係)  
附則  
(市民税に関する経過措置)  
第2条 第1条の規定による改正後の飯塚市税条例は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

○飯塚市税条例等の一部を改正する条例(附則第7条関係)  
附則  
(施行期日)  
第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(1)・(2) (略)  
(3) 第2条中飯塚市税条例第94条第3項の改正規定 令和元年10月1日  
(4) 第1条中飯塚市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 令和2年4月1日  
(5) 第3条並びに附則第6条及び第7条の規定 令和2年10月1日  
(6) 第1条中飯塚市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第1号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 令和3年1月1日

○飯塚市税条例等の一部を改正する条例(附則第7条関係)  
附則  
(施行期日)  
第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(1)・(2) (略)  
(3) 第2条中飯塚市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日  
(4) 第1条中飯塚市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日  
(5) 第3条並びに附則第6条及び第7条の規定 平成32年10月1日  
(6) 第1条中飯塚市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第1号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(7) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 令和3年10月1日

(8) 第5条の規定 令和4年10月1日

(9) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の飯塚市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後の飯塚市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第5条 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第7条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、

(7) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33年10月1日

(8) 第5条の規定 平成34年10月1日

(9) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の飯塚市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後の飯塚市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第5条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、

第3条の規定による改正後の飯塚市税条例(以下この項及び次項において「2年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 5 2年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の飯塚市税条例(以下この項及び次項において「3年新

第3条の規定による改正後の飯塚市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の飯塚市税条例(以下この項及び次項において「33年新



条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の飯塚市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

4 新条例第48条第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定

条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(飯塚市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 飯塚市税条例の一部を改正する条例(平成27年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

(略)

(飯塚市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 飯塚市税条例等の一部を改正する条例(平成29年飯塚市条例4号)の一部を次のように改正する。

(略)

(飯塚市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 飯塚市税条例の一部を改正する条例(平成29年飯塚市条例第18号)の一部を次のように改正する。

(略)

(飯塚市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 飯塚市税条例等の一部を改正する条例(平成30年飯塚市条例第20号)の一部を次のように改正する。

(略)

専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市税条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和2年5月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日専決

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市税条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和2年4月30日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市条例第20号

飯塚市税条例の一部を改正する条例

飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市税条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略) 2～26 (略)</p> <p><u>27 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は零とする。</u> (軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (<u>新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等</u>)</p> <p><u>第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略) 2～26 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>

専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和2年5月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和2年3月31日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市条例第17号

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険税条例(平成18年飯塚市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第24条各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の飯塚市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯塚市国民健康保険税条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p>



2 改正後の飯塚市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の承認(飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和2年5月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日専決

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和2年4月30日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市条例第19号

飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険条例(平成18年飯塚市条例第149号)の一部を次のように改正する。

附則第1項を第1条とする。

附則第2項を附則第2条第1項とし、附則第3項を附則第2条第2項とし、附則第4項を附則第2条第3項とし、附則第5項を附則第2条第4項とし、附則第6項を附則第2条第5項とし、附則第7項を附則第2条第6項とする。

附則第2条の次に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第3条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その金額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときはその金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第4条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第5条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主

から徴収する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の飯塚市国民健康保険条例附則第3条から附則第5条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

飯塚市国民健康保険条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 (略) (経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第3条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その金額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときはその金額とする。</p> <p>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</p> <p>第4条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3~7 (略)</p>

第5条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受け取ることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受け取ることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の飯塚市国民健康保険条例附則第3条から附則第5条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

専決処分の承認(飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和2年5月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和2年3月31日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市条例第18号

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

飯塚市消防団員等公務災害補償条例(平成18年飯塚市条例第220号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日(以下「事故発生日」という。)に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した

日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯塚市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた飯塚市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障がい補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。



飯塚市消防団員等公務災害補償条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(補償基礎額) 第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「<u>事故発生日</u>」という。)において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等(以下「消防団員等」という。)の<u>事故発生日</u>において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (障がい補償年金前払一時金) 第3条の4 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 障がい補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障がい補償年金前払一時金に係る障がい補償年金は、当該障がい補償年金を支給すべき事由が生じた日</p>	<p>(補償基礎額) 第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>8,800円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等(以下「消防団員等」という。)の<u>死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日</u>において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (障がい補償年金前払一時金) 第3条の4 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 障がい補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障がい補償年金前払一時金に係る障がい補償年金は、当該障がい補償年金を支給すべき事由が生じた日</p>

の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障がい補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該障がい補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障がい補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障がい補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障がい補償年金の支給の停止が終了する月に係る障がい補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障がい補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障がい補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障がい補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障がい補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 (略)

2~6 (略)

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該障がい補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る消防団員等の死亡の時期に応じ次条第1項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、

の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障がい補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該障がい補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障がい補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障がい補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障がい補償年金の支給の停止が終了する月に係る障がい補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障がい補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障がい補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障がい補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障がい補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 (略)

2~6 (略)

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該障がい補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る消防団員等の死亡の時期に応じ次条第1項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、1

事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

備考

1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯塚市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた飯塚市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る

00分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円
部長、班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円

備考

1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 (略)

同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障がい補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和2年3月23日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 336,257円

1 事故発生の日時、場所

令和2年2月18日(火) 午前3時頃

飯塚市平恒地内 市道 片島・平恒線

2 事故の概要

相手方が市道片島・平恒線を走行中、市道敷きに生えている竹が強風により突然倒れかかり、相手方の車両と衝突し、車両前方のフロントバンパー、フロントグリル、ボンネット、屋根等を破損、損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両前方のフロントバンパー、フロントグリル、ボンネット、屋根等の破損、損傷

4 示談の内容

(1) 市は、相手方に対し損害賠償金336,257円を支払う。

(2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害賠償額の内訳

修理費用額336,257円のうち、市の過失割合100%

6 事故現場見取図 別紙のとおり

# 現場見取図

